



債券内容説明書

令和 7 年 12 月 5 日現在

愛知県・名古屋市折半保証
第 190 回・第 191 回・第 192 回
・第 193 回・第 194 回
名古屋高速道路債券



名古屋高速道路公社

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「愛知県・名古屋市折半保証第190回・第191回・第192回・第193回・第194回名古屋高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、名古屋高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。
2. 本債券は、愛知県・名古屋市が折半して債務保証をしている公募債券です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。
また、本説明書においては、保証体である愛知県及び名古屋市にかかる開示はなされておりません。
4. 当公社の財務諸表は、公社法及び公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）並びに名古屋高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である愛知県知事及び名古屋市長に提出しているものです。
なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、同条に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

名古屋高速道路公社経営企画部経営課（予算・資金担当）

名古屋市中区栄一丁目8番16号

電話番号:052-222-8403

目 次

| | 頁 |
|----------------------------------|----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第1 募集要項 | 2 |
| 1 新規発行債券 (2年債) | 2 |
| 2 債券の引受け及び債券に関する事務 (2年債) | 5 |
| 3 新規発行債券 (5年債) | 6 |
| 4 債券の引受け及び債券に関する事務 (5年債) | 9 |
| 5 新規発行債券 (7年債) | 10 |
| 6 債券の引受け及び債券に関する事務 (7年債) | 13 |
| 7 新規発行債券 (10年債) | 14 |
| 8 債券の引受け及び債券に関する事務 (10年債) | 17 |
| 9 新規発行債券 (12年債) | 18 |
| 10 債券の引受け及び債券に関する事務 (12年債) | 21 |
| 11 新規発行による手取金の使途 | 22 |
| 第2 募集又は売出しに関する特別記載事項 | 23 |
| 第二部 法人情報 | 25 |
| 第1 法人の概況 | 26 |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 26 |
| 2 沿革 | 28 |
| 3 事業の内容 | 30 |
| 4 関係会社の状況 | 48 |
| 5 職員の状況 | 48 |
| 第2 事業の状況 | 49 |
| 1 業績等の概要 | 49 |
| 2 重点施策 | 56 |
| 3 サステナビリティに関する考え方及び取り組み | 58 |
| 4 事業等のリスク | 61 |
| 5 経営上の重要な契約等 | 61 |
| 6 研究開発活動 | 61 |
| 7 財政状態及び経営成績の分析 | 61 |
| 第3 設備の状況 | 63 |
| 1 設備投資等の概要 | 63 |
| 2 主要な設備の状況 (事業資産) | 63 |
| 3 設備の新設、除却等の計画 | 64 |
| 第4 法人の状況 | 65 |
| 1 基本金の推移 | 65 |
| 2 役員の状況 | 65 |
| 3 コーポレート・ガバナンスの状況 | 67 |
| 第5 財務の状況 | 68 |
| 1 財務諸表の作成方法 | 68 |
| 2 財務諸表の提出 | 68 |
| 3 財務諸表等 | 68 |
| (1)令和6事業年度 | 69 |
| ①監事の意見書 | 69 |
| ②財務諸表 | 69 |
| [参考] キャッシュ・フロー計算書 | 73 |

| | |
|-------------------|----|
| (2) 令和 5 事業年度 | 74 |
| ①監事の意見書 | 74 |
| ②財務諸表 | 75 |
| [参考] キャッシュ・フロー計算書 | 78 |

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載がない限り、令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。
2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
3. 当公社の事業年度は、各年 4 月 1 日に開始し、翌年の 3 月 31 日に終了します。なお、本説明書において、「令和 6 事業年度」又は「令和 6 年度」とは、令和 6 年 4 月 1 日に開始し、令和 7 年 3 月 31 日に終了した事業年度をいい、その他の表記もその例にならいます。
4. 本説明書中の道路の名称は、必要に応じて法令上の整備計画の路線名で表している場合と、管理上の路線呼称で表している場合があります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券（2年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 愛知県・名古屋市折半保証 第190回名古屋高速道路債券 | 振替債券の総額 | 3,000百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 3,000百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和7年12月5日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年1.033% | 払込期日 | 令和7年12月25日 |
| 利払日 | 毎年6月25日及び 12月25日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和9年12月24日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7 番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和8年6月25日を第1回の支払期日として その日までの分を支払い、その後毎年6月25日及び12月25日の2回に 各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 儻還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をも って計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰 り上げる。</p> <p>(4) 儻還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75 号) (以下「社債等振替法」という。) 及び上記「振替機関」欄記載の振替 機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 儻還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 儻還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和9年12月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 儻還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の 振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 儻還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が 定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 担保 | | 本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。 |
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和7年3月24日の愛知県議会及び令和7年3月21日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和7年12月5日付愛知県・名古屋市折半保証第190回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> |

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>(4) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、別記「2 債券の引受け及び債券に関する事務（2 年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれらを取り扱う。</p> |
|----|--|

2 債券の引受け及び債券に関する事務（2年債）

| | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| 債券の引受け | み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 百万円 1,200 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受けける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 12.5 銭とする。 |
| | S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 900 | |
| | 大 和 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 900 | |
| 計 | | — | 3,000 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号 | | |

3 新規発行債券（5年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 愛知県・名古屋市折半保証 第191回名古屋高速道路債券 | 振替債券の総額 | 3,000百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 3,000百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和7年12月5日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年1.531% | 払込期日 | 令和7年12月25日 |
| 利払日 | 毎年6月25日及び 12月25日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和12年12月25日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7 番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和8年6月25日を第1回の支払期日として その日までの分を支払い、その後毎年6月25日及び12月25日の2回に 各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 債還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をも って計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰 り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75 号) (以下「社債等振替法」という。) 及び上記「振替機関」欄記載の振替 機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和12年12月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の 振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が 定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 担保 | | 本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。 |
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和7年3月24日の愛知県議会及び令和7年3月21日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和7年12月5日付愛知県・名古屋市折半保証第191回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> |

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>(4) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、別記「4 債券の引受け及び債券に関する事務（5 年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれらを取り扱う。</p> |
|----|--|

4 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）

| 債券の引受け | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| | み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 百万円 1,200 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受けける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 22.5 銭とする。 |
| | S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 900 | |
| | 大 和 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 900 | |
| 計 | | — | 3,000 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号 | | |

5 新規発行債券（7年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 愛知県・名古屋市折半保証 第192回名古屋高速道路債券 | 振替債券の総額 | 2,500百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 2,500百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和7年12月5日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年1.759% | 払込期日 | 令和7年12月25日 |
| 利払日 | 毎年6月25日及び 12月25日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和14年12月24日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7 番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和8年6月25日を第1回の支払期日として その日までの分を支払い、その後毎年6月25日及び12月25日の2回に 各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 債還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をも って計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰 り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75 号) (以下「社債等振替法」という。) 及び上記「振替機関」欄記載の振替 機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和14年12月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の 振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が 定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 担保 | | 本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。 |
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和7年3月24日の愛知県議会及び令和7年3月21日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和7年12月5日付愛知県・名古屋市折半保証第192回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> |

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>(4) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債券者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、別記「6 債券の引受け及び債券に関する事務（7 年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれらを取り扱う。</p> |
|----|--|

6 債券の引受け及び債券に関する事務（7年債）

| | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| 債券の引受け | み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 百万円 1,000 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受けける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 27.5 銭とする。 |
| | S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 750 | |
| | 大 和 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 750 | |
| 計 | | — | 2,500 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号 | | |

7 新規発行債券（10年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 愛知県・名古屋市折半保証 第193回名古屋高速道路債券 | 振替債券の総額 | 1,900百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 1,900百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和7年12月5日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年2.062% | 払込期日 | 令和7年12月25日 |
| 利払日 | 毎年6月25日及び 12月25日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和17年12月25日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7 番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和8年6月25日を第1回の支払期日として その日までの分を支払い、その後毎年6月25日及び12月25日の2回に 各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 儻還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をも って計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰 り上げる。</p> <p>(4) 儻還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75 号) (以下「社債等振替法」という。) 及び上記「振替機関」欄記載の振替 機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 儻還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 儻還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和17年12月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 儻還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の 振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 儻還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が 定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 担保 | | 本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。 |
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和7年3月24日の愛知県議会及び令和7年3月21日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和7年12月5日付愛知県・名古屋市折半保証第193回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> |

| | |
|----|---|
| 摘要 | <p>(4) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、別記「8 債券の引受け及び債券に関する事務（10 年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれらを取り扱う。</p> |
|----|---|

8 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

| | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|------------|--|
| 債券の引受け | み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 百万円 900 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受けける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 30 銭とする。 |
| | S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 500 | |
| | 大 和 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 500 | |
| 計 | | — | 1,900 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号 | | |

9 新規発行債券（12年債）

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 銘柄 | 愛知県・名古屋市折半保証 第194回名古屋高速道路債券 | 振替債券の総額 | 3,500百万円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 3,500百万円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 令和7年12月5日 |
| 発行価格 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。 |
| 利税率 | 年2.320% | 払込期日 | 令和7年12月25日 |
| 利払日 | 毎年6月25日及び 12月25日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店 |
| 償還期限 | 令和19年12月25日 | 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7 番1号 |
| 募集の方法 | 一般募集 | | |
| 利息支払の方法 | <p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和8年6月25日を第1回の支払期日として その日までの分を支払い、その後毎年6月25日及び12月25日の2回に 各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 儻還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をも って計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰 り上げる。</p> <p>(4) 儻還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75 号) (以下「社債等振替法」という。) 及び上記「振替機関」欄記載の振替 機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |
| 償還の方法 | <p>1 儻還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 儻還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和19年12月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 儻還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の 振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 儻還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が 定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p> | | |

| | | |
|--------|--------|--|
| 担保 | | 本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。 |
| 保証 | | 本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和7年3月24日の愛知県議会及び令和7年3月21日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。 |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。) |
| | その他の条項 | 該当事項なし |
| 取得格付 | | 該当事項なし |
| 摘要 | | <p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和7年12月5日付愛知県・名古屋市折半保証第194回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> |

| | |
|----|--|
| 摘要 | <p>(4) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面 1,000 万円につき 1 個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき ② 決議が不当の方法によって成立したとき ③ 決議が著しく不公正なとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、別記「10 債券の引受け及び債券に関する事務（12 年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれらを取り扱う。</p> |
|----|--|

10 債券の引受け及び債券に関する事務（12年債）

| | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|--|
| 債券の引受け | み ず ほ 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 | 百万円 1,400 | 1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受けける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 30 銭とする。 |
| | S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 | 1,050 | |
| | 大 和 証 券 株 式 会 社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 | 1,050 | |
| 計 | | — | 3,500 | |
| 債券に関する事務 | 募集の受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 5 号 | | |

11 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|------------|-----------|------------|
| 13,900 百万円 | 39 百万円 | 13,861 百万円 |

(注) 上記金額は、第190回名古屋高速道路債券、第191回名古屋高速道路債券、第192回名古屋高速道路債券、第193回名古屋高速道路債券及び第194回名古屋高速道路債券の合計額です。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額13,861百万円は、全額を令和7年12月に償還期限を迎える名古屋高速道路債券等の借換資金に充当します。

第2 募集又は売出しに関する特別記載事項

ソーシャルボンドとしての適合性について

当公社は「ソーシャルボンド原則 2025（注1）」（以下「SBP2025」という。）、及び「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」（注2）等に即したソーシャル・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。

本フレームワークに対する第三者評価として、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）より、本フレームワークに従って実施する資金調達が SBP2025 及びソーシャルボンドガイドライン（2021年版）に適合していることを表明するソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン（注3）を取得しています。

（注1）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行等に係るガイドラインです。

（注2）「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

（注3）「ソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン」とは、ソーシャルボンド発行等のフレームワークについて SBP2025 及びソーシャルボンドガイドライン（2021年版）との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。

ソーシャル・ファイナンス・フレームワークについて

当公社はソーシャル・ファイナンスを目的として、SBP2025 が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートィング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

（1）調達資金の使途

ソーシャル・ファイナンスで調達した資金は、高速道路の新規建設（新設）、改良工事（改築）等に係る新規資金又は借換資金に充当します。

| 社会的課題 | 当公社における取組み | |
|------------------------------------|-----------------|--|
| ・安全・安心に対する社会的要請 ・お客様ニーズの高度化・多様化 | インフラ長寿命化と災害への対応 | <ul style="list-style-type: none">構造物の長寿命化対策の強化震災対策の強化降雪・積雪対策の強化 |
| | 安全・安心な道路空間の実現 | <ul style="list-style-type: none">交通安全対策の強化逆走・誤進入対策の強化 |
| | 快適な走行空間の実現 | <ul style="list-style-type: none">渋滞対策の推進 |
| ・経済活動の広域化・交流人口拡大 ・日本中央回廊の形成 | 道路ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none">名古屋駅周辺交通基盤整備方針（名古屋市策定）などに基づく、都心アクセス関連事業の着実な推進 |
| | 次世代に向けた技術開発に貢献 | <ul style="list-style-type: none">CASE に対応した道路づくり建設・維持管理における AI、ICT 等の新技術の導入・活用 |

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

指定都市高速道路事業は、都市計画において定められ、関係法令に基づいて基本計画及び整備計画を策定し、事業を実施します。

事業採択後においても、国が定める評価要領に基づき、当公社の設置する事業評価監視委員会にて再評価及び事後評価を実施し、事業の継続や中止、環境の影響を踏まえた必要措置等を判断します。

(3) 調達資金の管理

調達資金は、地方道路公社法に基づきその他事業から区分された道路建設等事業に充当され、当公社の会計システムにて適切に管理します。

調達資金が全額充当されるまでの間は、未充当の調達資金は現金又は現金同等物及び定款に定める方法に限定した運用にて管理します。

(4) レポートティング

当公社事業に係る計画・実績について、事業計画や決算情報等を作成し、当公社ウェブサイトに公開します。

調達資金の全額が事業に充当されるまでの間は、充当された金額及び未充当の金額等を当公社のウェブサイト上にて、年次で開示します。なお、充当された金額についてはリファインансとして充当された比率についても開示します。また、調達資金の全額充当後においても充当状況に重要な変化がある場合には、必要に応じて同様の方法で開示します。

その他、当公社業務全般や財務状況について、当公社レポート等で公開します。詳細は当公社ウェブサイト掲載の「ソーシャル・ファイナンス」をご確認ください。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

| 決算年度 | 令和2 事業年度 | 令和3 事業年度 | 令和4 事業年度 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | 67,755 | 65,215 | 68,165 | 70,080 | 71,813 |
| 道路料金収入 | 66,996 | 64,725 | 67,921 | 69,910 | 71,638 |
| 道路管理費 | 29,424 | 31,583 | 30,189 | 30,601 | 31,263 |
| 償還準備金繰入 *1 | 29,837 | 26,451 | 31,392 | 33,013 | 33,972 |
| 支払利息 *2 | 5,523 | 5,096 | 4,787 | 4,644 | 4,572 |
| 有利子負債残高 *3 | 540,910 | 526,299 | 513,932 | 493,424 | 484,277 |
| 償還準備金 *4 | 745,493 | 771,945 | 803,337 | 836,349 | 870,321 |
| 基本金 *5 | 318,248 | 319,538 | 320,003 | 321,668 | 325,259 |
| 純資産額 *6 | 318,248 | 319,538 | 320,003 | 321,668 | 325,259 |
| 総資産額 *7 | 1,699,432 | 1,695,528 | 1,704,656 | 1,709,976 | 1,738,758 |
| 職員数 *8 | 177人 | 195人 | 212人 | 219人 | 226人 |

- (注) 1. 当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。
2. 消費税は税込方式によっています。

主要な経営指標等の説明

- *1 債還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- *2 支払利息＝道路債券利息＋借入金利息（愛知県借入金・名古屋市借入金、地方公共団体金融機構借入金、市中銀行等借入金）
- *3 有利子負債残高＝道路債券＋愛知県借入金・名古屋市借入金＋地方公共団体金融機構借入金＋長期借入金（証券借入金）
- *4 債還準備金＝債還準備金繰入の累計
- *5 基本金＝愛知県・名古屋市の出資金
- *6 純資産額＝愛知県・名古屋市の出資金
- *7 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- *8 職員数＝各年度4月1日現在の定員数

〔参考〕高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

| 決算年度 | 令和2 事業年度 | 令和3 事業年度 | 令和4 事業年度 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 営業中道路に係る収益 *9 | 67,755 | 65,215 | 68,165 | 70,080 | 71,813 |
| 営業中道路に係る費用 *10 | 37,917 | 38,764 | 36,773 | 37,067 | 37,841 |
| 償還準備金繰入 | 29,837 | 26,451 | 31,392 | 33,013 | 33,972 |
| 収支率 *11 | 56.0% | 59.4% | 53.9% | 52.9% | 52.7% |
| 道路資産 *12 | 1,667,947 | 1,671,358 | 1,671,356 | 1,671,354 | 1,671,866 |
| 償還準備金 | 745,493 | 771,945 | 803,337 | 836,349 | 870,321 |
| 要償還額 *13 | 922,454 | 899,413 | 868,019 | 835,005 | 801,545 |
| 償還率 *14 | 44.7% | 46.2% | 48.1% | 50.0% | 52.1% |

高速道路事業における主要な経営指標等の説明

*9 営業中道路に係る収益=道路料金収入+ETCマイレージ還元負担金収入+業務雑収入+業務外収益+特別利益(ETCマイレージ引当金戻入益)

*10 営業中道路に係る費用=道路管理費+貸倒引当金繰入+ETCマイレージ還元負担金+ETCマイレージ引当金繰入+一般管理費(一般管理費、賞与引当金繰入、退職給与引当金繰入、減価償却費)+業務外費用

*11 収支率(%)=(営業中道路に係る費用/営業中道路に係る収益)×100

*12 道路資産=営業中道路投資額(事業資産(道路))-資産見返交付金

*13 要償還額=道路資産-償還準備金

*14 債還率(%)=(償還準備金/道路資産)×100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

名古屋都市高速道路の構想の具体化は、昭和36年、建設省から大都市幹線街路調査の委託を受けた愛知県及び名古屋市の基礎調査からで、同年10月の運輸大臣の諮問機関である「都市交通審議会」の答申において、名古屋都市高速道路の必要性が強調されました。

ついで昭和38年6月に、建設省中部地方建設局、愛知県、名古屋市及び日本道路公団名古屋支社で構成される「名古屋都市高速道路調査連絡会」が発足し、都市高速道路計画に関する調査事務の調整、基本計画の作成に着手しました。

さらに昭和39年3月に、建設省、愛知県、名古屋市を始め報道機関、産業界の代表者及び学識経験者からなる「名古屋大都市整備計画懇談会」が設立され、1年余りの討議の結果、整備計画の基本構想が昭和40年6月にまとめられました。このなかで、構想実現のため最も基本となるのは都市交通体系の整備であるとし、名古屋環状2号線と一体となって名古屋市への流入出交通の円滑化を図るとともに、平面街路の交通渋滞を緩和するため、都市高速道路の必要性と緊急性が強調されました。

これらを受けて昭和42年4月、愛知県土木部に愛知県及び名古屋市の職員で構成する「都市高速道路調査室」が設置され、本格的に計画立案に取り組むに至りました。

また、同年6月、地元関係機関、団体、地元選出国会議員により「名古屋都市高速道路建設促進期成同盟会」が発足し、都市高速道路建設の促進運動が繰り広げられました。

このような経緯を経て、昭和45年度政府予算に、名古屋高速道路を建設するため5億8,500万円が計上されるとともに、昭和45年5月、公社法が制定されました。

同年9月24日、全国にさきがけ、愛知県及び名古屋市の出資により当公社が設立されました。

(2) 当公社設立以降

| 年 月 | 事 項 |
|--------------|---|
| 昭和 45 年 9 月 | 当公社の設立 建設大臣、名古屋都市高速道路の都市計画の認可 愛知県知事、名古屋都市高速道路の都市計画（総延長 57.5km）の決定 |
| 昭和 45 年 12 月 | 建設大臣、整備計画（総延長 57.9km、工期昭和 54 年度）の許可（当初計画） |
| 昭和 46 年 3 月 | 第 1 回名古屋高速道路債券を発行 |
| 昭和 52 年 5 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 41.26km、工期昭和 62 年度） |
| 昭和 62 年 12 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 41.4km、工期平成 9 年度） |
| 平成 4 年 8 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 44.8km、工期平成 9 年度） |
| 平成 6 年 2 月 | 愛知県知事、名濃道路の都市計画を決定 |
| 平成 6 年 11 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 53.1km、工期平成 12 年度） |
| 平成 8 年 1 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 60.1km、工期平成 16 年度） |
| 平成 8 年 11 月 | 愛知県知事、名岐道路の都市計画を決定 |
| 平成 9 年 3 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 69km、工期平成 16 年度） |
| 平成 10 年 2 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 17 年度） |
| 平成 12 年 9 月 | 建設大臣、整備計画の変更の許可 (国土開発幹線自動車道（以下「国幹道」という。）との連結路の組入れ、 総延長 81.2km、工期平成 17 年度) |
| 平成 17 年 2 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 22 年度） |
| 平成 18 年 2 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 22 年度） |
| 平成 22 年 2 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 25 年度） |
| 平成 25 年 1 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 30 年度） |
| 平成 30 年 6 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 2 年度） |
| 令和 2 年 7 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 9 年度） |
| 令和 3 年 8 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 10 年度） |
| 令和 6 年 1 月 | 国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 13 年度） |

3 事業の内容

(1) 当公社の概要

- ① 目的 当公社は、名古屋市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 愛知県、名古屋市
- ③ 基本財産 (基本金) 328,784百万円 (二団体が二分の一ずつ出資)
(令和7年5月29日付 定款変更)
- ④ 業務の範囲 当公社は、公社法及び当公社定款により、主に次の業務を行います。
イ. 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
ロ. 国や地方公共団体等の委託に基づき、指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理
ハ. 有料の自動車駐車場の建設及び管理
ニ. イ. の指定都市高速道路の建設と一体となって建設することが適当である事務所などの建設及び管理
ホ. 上記に掲げる業務に附帯する業務

(2) 国及び愛知県、名古屋市との関係

① 公社法に基づく主な認可、承認等

イ. 設立 (公社法第8条、第9条)

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可（あらかじめ総務大臣への協議）を受けなければならないこととなっています。

当公社は、昭和45年7月に愛知県議会、同年8月に名古屋市会の議決を経て、同年9月21日に建設大臣（当時）の設立認可を受け、同月24日に設立されました。

ロ. 定款及び業務方法書の変更 (公社法第5条、第22条)

国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ハ. 役員の任命 (公社法第13条)

当公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当公社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

ニ. 予算、事業計画及び資金計画 (公社法第24条)

毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

ホ. 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完結後 2 ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、愛知県知事及び名古屋市長は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

ヘ. 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

ト. 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

チ. 監督権限（地方道路公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条第 1 項又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、ただし書きにより、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

②道路整備特別措置法（「特措法」という。以下この項において同じ。）に基づく主な許可等

イ. 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ロ. 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③愛知県及び名古屋市等による監査等

イ. 愛知県監査委員事務局及び名古屋市監査事務局による監査等

当公社は、地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、愛知県監査委員事務局及び名古屋市監査事務局による監査を受けています。（不定期）

直近では、令和元年 9 月 6 日から令和元年 11 月 22 日にかけて、平成 30 事業年度を対象とした愛知県監査委員事務局による監査を、令和 6 年 6 月 3 日から令和 7 年 3 月 27 日にかけて、令和 5 事業年度を対象とした名古屋市監査事務局による監査を受けています。

ロ. 愛知県及び名古屋市の包括外部監査人による監査

当公社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、愛知県及び名古屋市の包括外部監査人による監査の対象となっています。（不定期）

直近では、平成 22 年 8 月 4 日から平成 23 年 1 月 11 日にかけて、平成 21 事業年度を対象とした愛知県包括外部監査人による監査を受けています。

ハ. 会計検査院による検査

当公社は、会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号の規定により会計検査院による検査を受けています。

直近では、平成 17 年 2 月 14 日から 2 月 18 日にかけて、国土交通省所管都市高速道路整備資金貸付金等を対象とした検査を受けています。

[参考] 当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国、地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。当公社が新設、改築等を行うことができる名古屋高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができると規定しています。当公社は、この法人に該当し、愛知県及び名古屋市の監査を受けています。

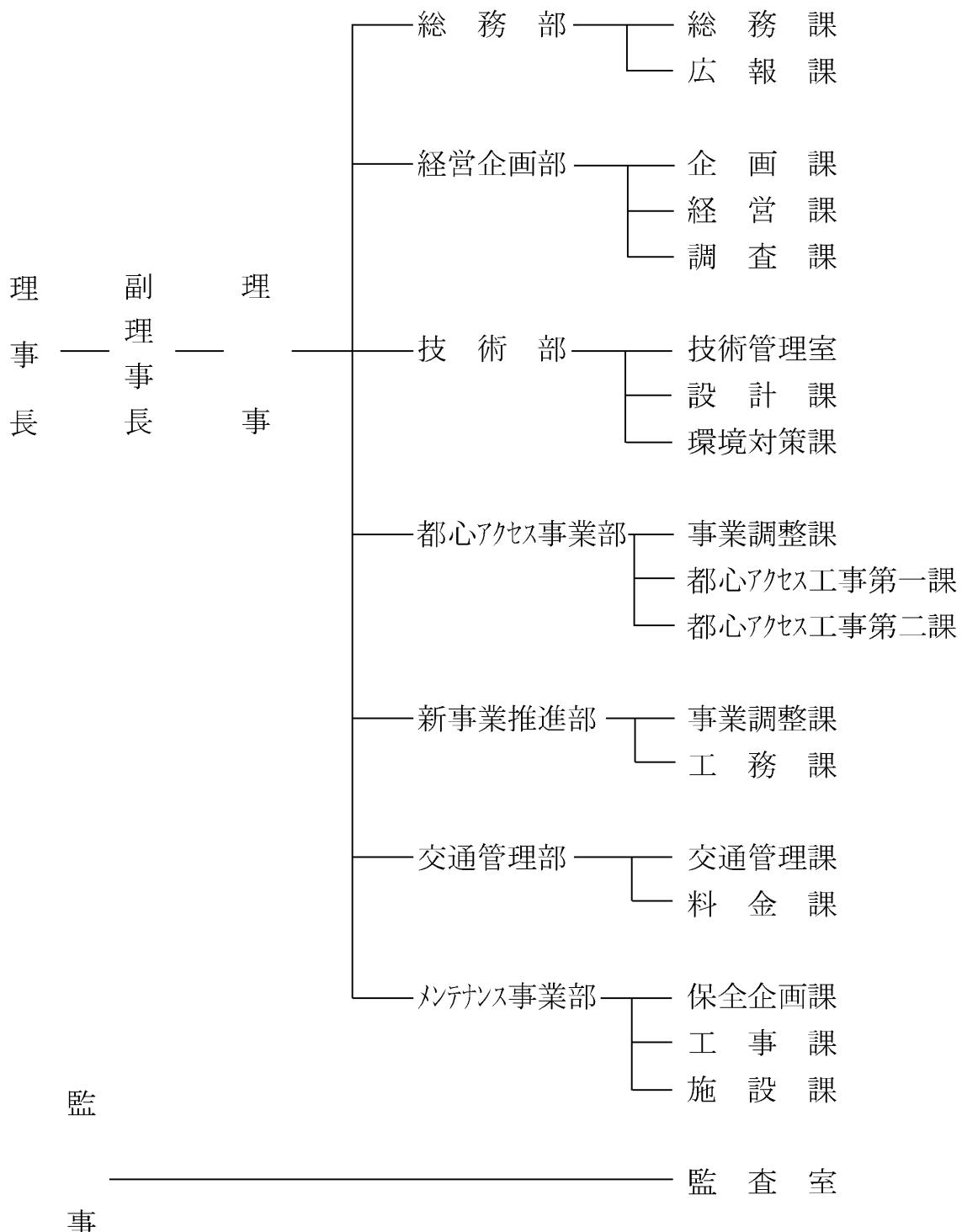
○会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）

会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号では、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計を検査することができると規定しています。当公社はこの規定に基づき会計検査院の検査を受けています。

(3) 当公社の組織

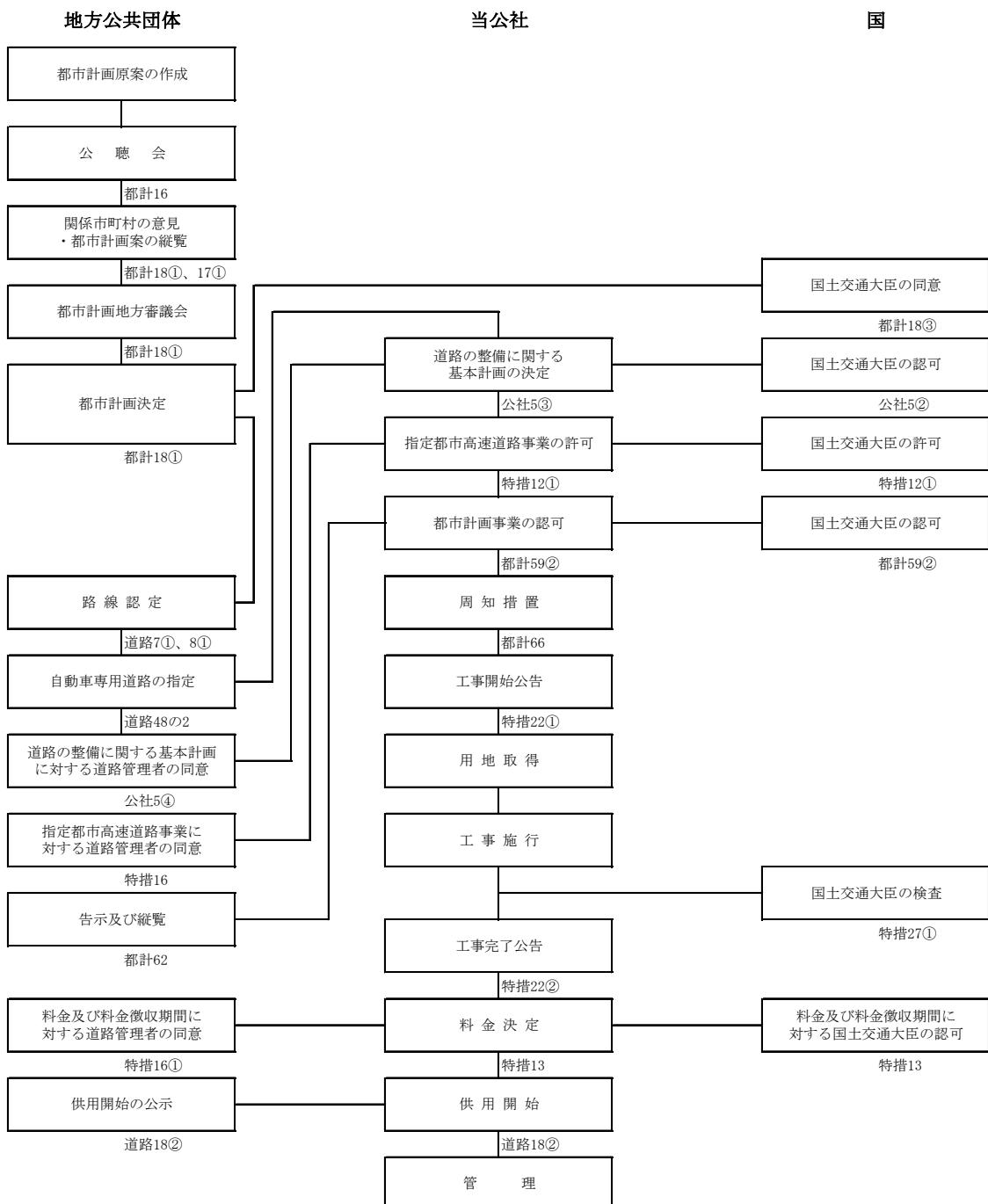
当公社における組織体制は、以下のとおりです。

(令和7年4月1日現在)



(4) 事業の流れ

名古屋高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



| | |
|----|--------------------------|
| 凡例 | 都計：都市計画法（昭和43年法律第100号） |
| | 公社：地方道路公社法（昭和45年法律第82号） |
| | 特措：道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号） |
| | 道路：道路法（昭和27年法律第180号） |

(5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、名古屋高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

①事業計画

イ. 基本計画

名古屋高速道路の基本計画は、名古屋都市圏の基幹道路網として、昭和45年9月に当公社定款に定められており、令和7年11月までに7回の変更を経て、現在に至っています。

| 基 本 計 画 | | | (参考) 路線延長 |
|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 路 線 | 起 点 | 終 点 | |
| 高速1号 | | | 約 17.1km |
| 高速1号 | 名古屋市中川区島井町 | 名古屋市千種区鏡池通 | |
| 高速1号四谷高針線 | 名古屋市千種区鏡池通 | 名古屋市名東区猪高町 | |
| 高速2号 | 名古屋市北区大我麻町 | 名古屋市緑区大高町 | 約 20.6km |
| 高速3号 | | | 約 21.9km |
| 高速名古屋朝日線 | 名古屋市中村区名駅四丁目 | 清須市朝日 | |
| 高速名古屋新宝線 | 名古屋市中村区名駅四丁目 | 東海市新宝町 | |
| 高速分岐2号 | 名古屋市西区那古野二丁目 | 名古屋市東区泉二丁目 | 約 2.2km |
| 高速分岐3号 | 名古屋市中川区山王三丁目 | 名古屋市昭和区御器所一丁目 | 約 2.3km |
| 高速名古屋小牧線 | 名古屋市北区大我麻町 | 小牧市大字村中 | 約 8.2km |
| 高速清須一宮線 | 清須市朝日 | 一宮市緑四丁目 | 約 8.9km |
| 一般国道22号 | 一宮市丹陽町九日市場 | 一宮市木曽川町黒田 | 約 5.8km |
| 計 | | | 約 87.0km* |

*高速清須一宮線との重複区間 1.1km を除く延長

[参考] 公社法第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

七 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画

路線網の立案に当つての基本方針は、都心と市街地周辺との連絡です。名古屋市の外周部には、名古屋第二環状自動車道が配置され、さらにその外側には東名、名神高速道路等の国幹道があり、名古屋高速道路は、都心から主要な6方向に放射状に伸びて、これらの国幹道等に接続する計画です。

主要な方向としては、

- 小牧方面 (国道41号、名神高速道路)
- 一宮方面 (国道22号)
- 四日市方面 (東名阪自動車道)
- 知多方面 (知多半島道路、国道247号バイパス)
- 岡崎方面 (国道23号)
- 豊田方面 (東名高速道路、国道153号)

を選んでおり、共に集中交通量の多い放射道路です。

このうち、交通需要が大きい南北方向に2路線、東西方向に1路線の3路線と、南北2路線相互を連絡する2分岐線によって構成されています。これらは都心部で環状ルートを形成し、都心部から主要方向への放射部は、往復通行とし、都心部は分岐線を経由する都心環状一方通行方式（時計回り循環方式）を採用しています。

四. 整備計画

名古屋高速道路の整備計画では、基本計画全線（81.2km）を令和13年度までに、18,740億円（概算額）をもって建設することになっています。

路線名及び新設する区間

| 路線名 | 新設する区間 | | 路線延長 |
|--------------------|--------------|---------------|---------|
| | 起点 | 終点 | |
| 愛知県道 高速名古屋朝日線 | 名古屋市中村区名駅四丁目 | 清須市朝日 | 約7.6km |
| 愛知県道 高速名古屋新宝線 | 名古屋市中村区名駅四丁目 | 東海市新宝町 | 約14.3km |
| 名古屋市道 高速1号 | 名古屋市中川区島井町 | 名古屋市千種区鏡池通 | 約13.5km |
| 名古屋市道 高速1号四谷高針線 | 名古屋市千種区鏡池通 | 名古屋市名東区猪高町 | 約3.6km |
| 名古屋市道 高速2号 | 名古屋市北区大我麻町 | 名古屋市緑区大高町 | 約20.6km |
| 名古屋市道 高速分岐2号 | 名古屋市西区那古野二丁目 | 名古屋市東区泉二丁目 | 約2.2km |
| 名古屋市道 高速分岐3号 | 名古屋市中川区山王三丁目 | 名古屋市昭和区御器所一丁目 | 約2.3km |
| 愛知県道 高速名古屋小牧線 | 名古屋市北区大我麻町 | 小牧市大字村中 | 約8.2km |
| 愛知県道 高速清須一宮線 | 清須市朝日 | 一宮市緑四丁目 | 約8.9km |
| 計 | | | 約81.2km |

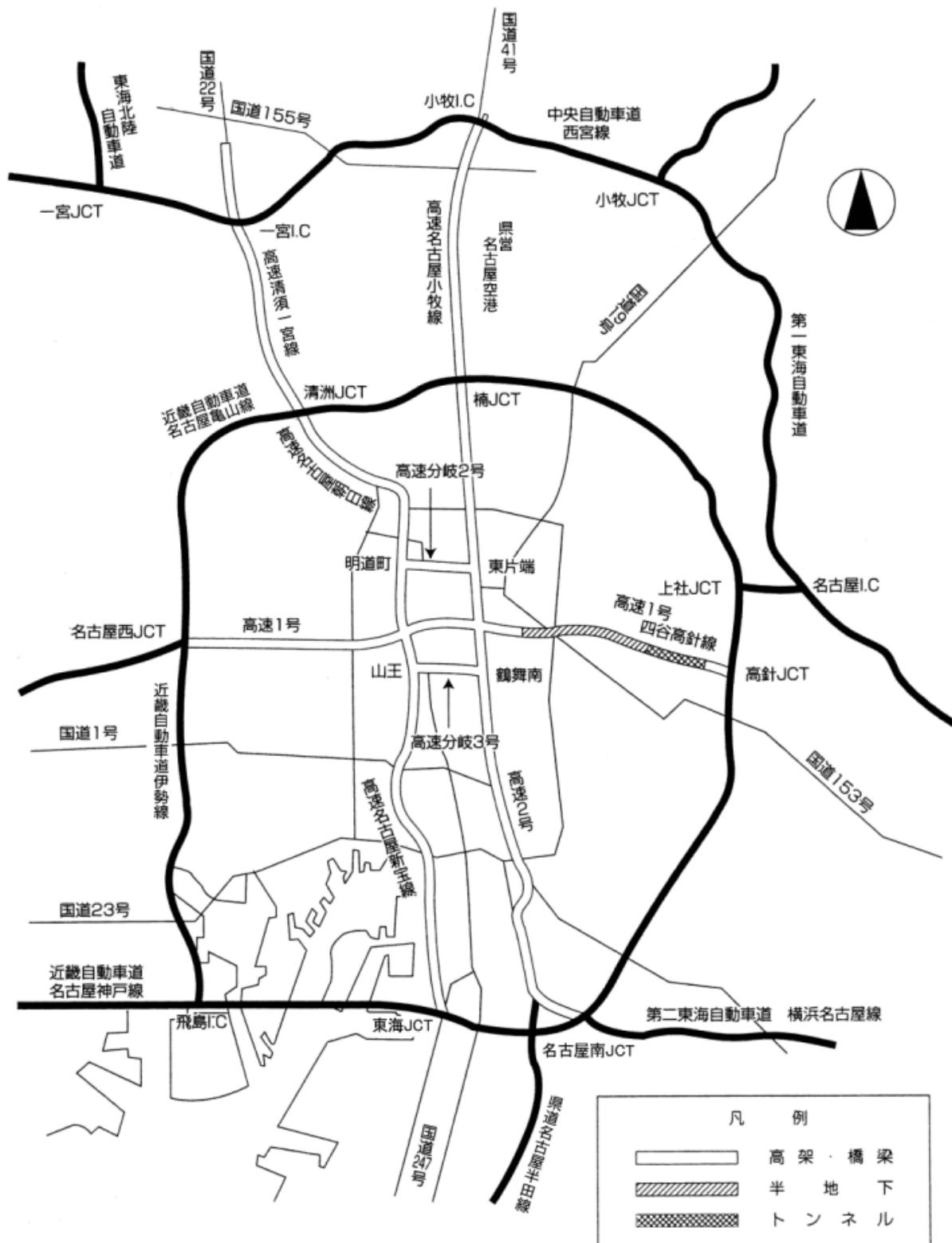
〔参考〕 道路整備特別措置法

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

- 一 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。
 - 二 道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。
- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 整備計画
 - 二 工事実施計画

整備計画概略図



②管理の概要

名古屋高速道路の開通区間の概要は、以下のとおりです。

| | | |
|--------------------|------------------|--|
| 路線呼称 及び 開通区間 | 高速都心環状線 | 都心環状線部 |
| | 高速1号楠線 | 東片端JCT～楠JCT |
| | 高速2号東山線 | 新洲崎JCT～高針JCT |
| | 高速3号大高線 | 鶴舞南JCT～名古屋南JCT |
| | 高速4号東海線 | 山王JCT～東海JCT |
| | 高速5号万場線 | 新洲崎JCT～名古屋西JCT |
| | 高速6号清須線 | 明道町JCT～清洲JCT |
| | 高速11号小牧線 | 楠JCT～小牧IC |
| | 高速16号一宮線 | 清洲JCT～一宮市緑四丁目 |
| 構造基準 | 道路構造令第2種第2級及び第1級 | |
| 道路規模 | 供用 | 約81.2km |
| | 構造 | 高架一層式 一部高架二層式 一部半地下及びトンネル構造 |
| | 車線 | 往復分離4車線 都心環状一方向3車線 |
| | 幅員 | 一車線幅員3.25m又は3.5m |
| 工事期間 | 昭和46年度～令和2年度 | |
| 開通時期 | 1. 昭和54年7月25日 | 高辻～大高 10.9km |
| | 2. 昭和60年5月7日 | 東新町～高辻、東別院～鶴舞南JCT 4.1km |
| | 3. 昭和61年10月27日 | 名古屋西JCT～白川 7.3km |
| | 4. 昭和62年8月31日 | 名駅～新洲崎JCT 0.8km |
| | | 白川～吹上 (2.7km) |
| | 5. 昭和63年4月26日 | 新洲崎JCT～山王 (1.0km) 山王～東別院 (1.2km) 4.9km |
| | 6. 昭和63年12月21日 | 楠～萩野 2.2km (平成6年11月16日～平成7年9月19日通行止) |
| | 7. 平成元年3月29日 | 堀田出口 |
| | 8. 平成元年6月16日 | 堀田入口、東別院入口 |
| | 9. 平成3年3月19日 | 楠JCT連絡路 0.1km |
| | 10. 平成6年9月12日 | 名駅～明道町 (1.1km) 明道町～丸の内 (0.6km) 1.7km |
| | 11. 平成7年9月19日 | 丸の内～東片端JCT (1.6km) 萩野～東新町 (4.3km) 5.9km 名駅入口 |

| | | | |
|--------|---|--|---------------|
| 開通時期 | 12. 平成 8 年 10 月 14 日 | 大高出口 | |
| | 13. 平成 9 年 3 月 27 日 | 大高入口 | |
| | 14. 平成 9 年 10 月 13 日 | 黒川出入口 | |
| | 15. 平成 11 年 11 月 11 日 | 丸の内入口 | |
| | 16. 平成 12 年 12 月 11 日 | 吹上～四谷（西行） | 3.5km |
| | 17. 平成 13 年 3 月 10 日 | 楠 JCT～小牧南 | 5.4km |
| | 18. 平成 13 年 6 月 1 日 | 吹上～四谷（東行） | (3.0km) |
| | 19. 平成 13 年 10 月 19 日 | 小牧南～小牧 IC | 2.8km |
| | 20. 平成 14 年 4 月 24 日 | 小牧北入口 | |
| | 21. 平成 15 年 3 月 23 日 | 大高～名古屋南 JCT | 0.1km |
| | 22. 平成 15 年 3 月 29 日 | 四谷～高針 JCT | 3.6km |
| | 23. 平成 17 年 2 月 11 日 | 清洲 JCT～一宮 | 8.9km |
| | 24. 平成 19 年 12 月 9 日 | 明道町 JCT～清州 JCT | 7.0km |
| | 25. 平成 22 年 9 月 4 日 | 山王 JCT～六番北 | 2.8km |
| | 26. 平成 23 年 11 月 19 日 | 木場～東海 JCT | 5.3km |
| | 27. 平成 25 年 11 月 23 日 | 六番北～木場 | 3.9km |
| | 28. 令和 3 年 5 月 1 日 | 名古屋西 JCT 連絡路 | |
| 料金 | 対距離料金制 (250+29.52×車種間比率×営業距離)×(1×消費税率) (円) 5 車種区分 | | |
| 料金収受時間 | 0 時～24 時 | | |
| 通行条件 | 速度制限 | 本線部分 | 60km/h、80km/h |
| | | トンネル | 60km/h |
| | | 連結部分 (JCT) | 50km/h |
| | | ランプ部分 | 40km/h、30km/h |
| | 車両制限 | 車両制限令第 3 条による。 ただし、特別に許可を受けた車両は除く。 重量：総重量 25 t、軸重 10 t 寸法：幅 2.5m、高さ 4.1m (一部 3.8m)、長さ 12.0m | |

開通区間及びランプ箇所図



③都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を通行させることができます。したがって、土地の制約が大きく大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

しかし、現実には都市内の道路網が完成しているわけではありません。限られた予算の中で、計画されているすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④当公社の料金制度

一般道路は税金でつくられていることから無料となっています。しかしながら、税金だけでは整備が間に合わないため、名古屋高速道路は有料道路として、借入金で建設し料金収入により一定の期間内に返済していく仕組みとなっています。

この仕組みに基づき、料金制度は次の考え方で定められています。

イ. 通行料金決定の基本的考え方

ア) 償還主義

一定期間中の総収入が総費用と等しくなるように通行料金が決定されています。
(営利目的でないことから、利潤は含んでいません。)

イ) 公正妥当主義

他の交通機関や有料道路の料金、物価水準等に比較し社会的経済的に妥当と認められるよう決定されることとなっています。

ロ. 料金プール制

名古屋高速道路においては、ネットワークの観点から現在供用されている区間全体が、自動車交通上密接な関連を有する道路であると国土交通大臣により定められていることから、その道路網の収支を一体として考える料金プール制が採られています。

ハ. 均一料金制から対距離料金制への移行

一般的に、有料道路の料金は、利用する距離に応じて決まる「対距離料金制」と距離にかかわらず均一とする「均一料金制」の二つの制度があります。

名古屋高速道路では、昭和 54 年の第 1 期開通時より、当時の他の都市高速道路である首都高速道路や阪神高速道路と同様に、都市内の大量の交通を効率よく円滑に処理できるようにすることを目的として、料金収受の時間が短時間で済む簡素な料金体系である「均一料金制」を採用してきました。

また、都市高速道路が利用形態の異なる圏域にまたがる場合には別の料金圏として料金設定することが合理的と考えられることから、名古屋高速道路においては、名古屋線料金圏と尾北線料金圏（高速 11 号小牧線・高速 16 号一宮線）を設定してきました。

その後、国の審議会（社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会）における高速道路料金見直しの議論を経て、平成 28 年 4 月に首都高速道路、平成 29 年 6 月に阪神高速道路が対距離料金制へ移行しました。中京圏の高速道路の料金体系についても、整備の経緯の違い等から、料金水準や車種区分等が路線や区間によって異なるとともに、均一料金区間と対距離料金区間が混在しているなど、利用者にとって分かりにくく、使いにくい等の理由から、令和 2 年 2 月 5 日に国土交通省が発表した「中京圏の新たな高

速道路料金に関する具体方針(案)」に基づき、令和3年5月1日の名古屋第二環状自動車道（名古屋西JCT～飛島JCT間）の開通に合わせて「対距離料金制」を基本とした新たな料金体系へ移行しました。

新たな料金体系においては、対距離料金制、5車種区分化、料金圏の廃止、割引の見直し、経路による同一料金の導入が行われました。

二. 料金徴収期間

名古屋高速道路の料金徴収期間は、換算起算日から40年以内とされていましたが、老朽化及び震災への対応として大規模修繕を実施するため、平成27年度に新規制度として、50年以内とすることが認められました。さらに令和2年、適正な料金水準のもとで債務を確実に償還しつつ、必要な高速道路ネットワークを整備するため、地方道路公社の償還期間が60年以内に延長されました。

料金徴収期間の換算起算日については、当初、最初の開通の日からとされていましたが、後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならないため、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

そこで、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金徴収期間の換算起算日を算出する方法を採用しています。

三. 料金の決定手続き

当公社が作成した料金案について、道路管理者（愛知県及び名古屋市）の同意を受けた後、国土交通大臣の認可を得る手続きが必要となります。

当公社は、上記料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長より、有識者等からなる「料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成することとしています。

(6) 名古屋高速道路の料金

①基本料金

イ. 算出式

下記の計算式より算出します。

$$(250 + 29.52 \times \text{車種間比率} \times \text{営業距離}) \times (1 \times \text{消費税率}) \quad (\text{円})$$

車種間比率：車種区分表のとおり

営業距離：公社が定めた料金算出の距離

ETC 無線通行は利用経路の営業距離にて料金を算出し、非 ETC の場合は各入口から利用可能な最大距離に相当する営業距離で料金を算出します。

ロ. 車種区分及び車種間比率

車種区分表

| 車種区分 | 車種間比率 |
|-------|-------|
| 軽・二輪車 | 0.8 |
| 普通車 | 1.0 |
| 中型車 | 1.2 |
| 大型車 | 1.65 |
| 特大車 | 2.75 |

ハ. 経路によらない同一料金

ETC 無線通行車を対象に、都心部う回、都心部への分散流出入を促す目的で起終点を基本とする経路によらない同一料金を導入しました。

②割引

名古屋高速における割引は下記のとおりです。

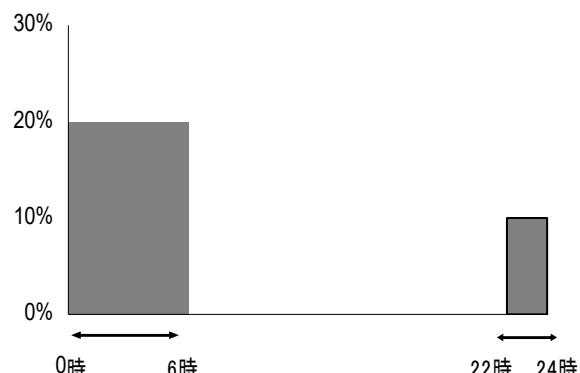
イ. 障がい者割引

身体障がい者が自ら運転する場合及び、重度の身体障がい者、重度の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合、現金又は ETC で徴収する通行料金を 50% 割引します。

ロ. 時間帯・曜日に応じた割引

◆ETC 夜間割引

夜間の時間帯に通行した中型車以上の ETC 無線通行車に対して 10% 又は 20% の割引を行います。



ハ. 利用頻度に応じた割引

◆名高速 ETC コーポレートカード割引

東／中／西日本高速道路（株）が発行する ETC コーポレートカードを使用して名古屋高速をご利用になられる方を対象とした割引です。

| 月間利用額区分 | 割引率 |
|----------------|-----|
| 5千円以下の部分 | 0% |
| 5千円を超え1万円以下の部分 | 4% |
| 1万円を超え2万円以下の部分 | 7% |
| 2万円を超え3万円以下の部分 | 12% |
| 3万円を超えた部分 | 18% |

ニ. 都心環状線の交通負荷軽減を目的とした割引

◆ETC 都心環状割引

放射路線から都心環状線の出口を利用する際、放射路線から直近の都心環状線の出口を第1出口とし、第1出口以降の都心環状線の出口を第2出口、第3出口、第4出口とし、第3出口及び第4出口を利用した場合の料金を第2出口までの料金に割り引きます。

また、都心環状線の入口から放射路線を利用する場合も同様に割引を行います。

【例】大高から都心環状線出口利用時料金

| | |
|--|------|
| ①東別院出口 (11.7km) | 650円 |
| ②錦橋出口 (14.8km) | 760円 |
| ③丸の内出口 (16.3km) 割引前: 800円 割引後: 760円 | |
| ④東新町出口 (18.2km) 割引前: 870円 割引後: 760円 | |



(7) 当公社の資金調達について

当公社では、建設事業に必要な資金を、国、設立団体、民間から受け入れるとともに、元金償還に必要な資金の一部を民間から借り入れています。

①資金計画

現行の整備計画（令和6年1月18日付け許可）に係る資金計画は、下表のとおりです。

(単位:百万円)

| | 国 の 助 成 対 象 額 | | | | | | 交付金 | 計 |
|----------|---------------|------------|-----------|----------|---------------------------|-----------|-------|-----------|
| | 出資金 | 無利子 貸付金 | 特別 転貸債 | 民間 資金 | 金融機構 資金 (旧公庫 資金) | 小計 | | |
| 資金計画 | 346,659 | 510,004 | 599,308 | 378,784 | 32,223 | 1,886,978 | 7,022 | 1,874,000 |
| 令和6年度末まで | 325,259 | 474,274 | 549,219 | 343,012 | 32,223 | 1,723,987 | 7,022 | 1,731,009 |

②各資金の内容及び借入（受入）状況

イ. 出資金

公社法第4条の規定により、設立団体である愛知県及び名古屋市から出資を受けています。

令和6年度末までにおける出資金受入総額（基本財産の額）は、次のとおりです。

| | |
|---------|----------------|
| 愛 知 県 | 162,629,500 千円 |
| 名 古 屋 市 | 162,629,500 千円 |
| 計 | 325,259,000 千円 |

ロ. 無利子貸付金

道路整備特別措置法第20条の規定により、国から無利子貸付金（有料道路整備資金貸付金、道路事業資金収益回収特別貸付金）の貸付けを受けています（公社法第28条の規定による愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています）。その償還期間は、20年（うち据置5年）です。

令和6年度末までにおける無利子貸付金借入総額は、474,274,000千円です。

ハ. 特別転貸債

設立団体である愛知県及び名古屋市が、地方債として財務省財政投融资特別会計から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けています。その償還期間は、20年（うち据置5年）です。

令和6年度末までにおける特別転貸債借入総額は、次のとおりです。

| | |
|---------|----------------|
| 愛 知 県 | 274,610,000 千円 |
| 名 古 屋 市 | 274,609,000 千円 |
| 計 | 549,219,000 千円 |

二. 民間資金

設立団体及び国からの公的資金のほかに、機関投資家等から幅広く資金調達ができる市場公募債等の民間資金を調達しています（愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています。）。

令和6年度末までにおける民間資金借入総額は、1,699,888,500千円（建設事業費として343,012,010千円、元金償還へ充当する借換資金として1,356,876,490千円）です。

ホ. 金融機構資金

昭和58・59年度に限り、地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）から証書借入れにより貸付けを受けましたが、その後、平成11年度から再度、民間資金の一部を補完するため金融機構資金（旧公庫資金）の貸付けを平成19年度まで受けています（愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています。）。その償還期間は、20年（内据置5年）（ただし、平成11年度は、据置3年の10年償還）です。

金融機構資金借入総額は、32,223,490千円です。

ヘ. 交付金

関連街路分担金に対する一定の補助として、昭和63年度まで愛知県及び名古屋市から交付金を受けてきました。なお、平成元年度以降は廃止されています。

交付金受入総額は、次のとおりです。

| | |
|---------|-------------|
| 愛 知 県 | 3,510,875千円 |
| 名 古 屋 市 | 3,510,875千円 |
| 計 | 7,021,750千円 |

ト. その他の資金

政府助成金

昭和56年度から59年度に係る無利子貸付金について、一部特別転貸債（56、57、58年度分）及び金融機構資金（58、59年度分）に振り替った分から発生する支払利息相当額を、国の道路整備特別会計から政府助成金（利子補給金）として平成17年度まで補助を受けてきました。政府助成金受入総額は、12,728,043千円です。

③本債券における設立団体の債務保証について

イ. 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をするとさ
れています。

なお、地方道路公社法の施行について（昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達）記 6 により、

ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること

イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、
形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の
方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させることとしています。

ロ. 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、愛知県及び名古屋市一般会計予算の一部である債務負担行為（保証契約等）として、債務保証の期間及び限度額が定められており、令和 7 年 3 月 24 日に愛知県議会、令和 7 年 3 月 21 日に名古屋市会の議決を経ています。

令和 7 年度愛知県一般会計予算（令和 7 年 3 月 24 日可決）－抜粋－

第 3 表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------------------|-------------------------|--|
| 名古屋高速道路公社有料道路整備 資金借入金（民間資金）債務保証 | 令和 7 年度から 令和 28 年度まで | 25,163,500 千円 外に利息に相当する額を 負担するものとする。 |

令和 7 年度名古屋市一般会計予算（令和 7 年 3 月 21 日可決）－抜粋－

債務負担行為に関する調書

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 名古屋高速道路公社の民間借入金 に対する債務保証 | 令和 7 年度から 令和 28 年度まで | 253,609,000 千円 外に利息相当額 |

（注）債務保証の設定方法は、愛知県では単年度方式、名古屋市では累計方式となっています。

4 関係会社の状況

当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

| 区分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 増減 |
|--------|-------|-------|-----|
| 高速道路事業 | 226名 | 243名 | 17名 |
| 計 | 226名 | 243名 | 17名 |

(注) 1. 上表は、正規職員の定員数を記載しています。

2. 令和7年4月1日現在の正規職員の現員数は228名（うち設立団体等からの派遣職員44名）で、他に非常勤嘱託員（再雇用職員含む）が25名います。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

収益の総額は 71,813 百万円となっています。そのほとんどが道路料金収入（71,638 百万円）で、全体の 99.0%を占めています。

（単位:百万円）

| 勘定科目 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 | 内 容 |
|------------------|-------------|-------------|---|
| 経常収益 | 70,080 | 71,813 | |
| 業務収入 | 69,980 | 71,710 | |
| 道路料金収入 | 69,910 | 71,638 | 営業中の高速道路の通行料金収入 |
| ETC マイルージ還元負担金収入 | 1 | 0 | 公社付与の ETC マイルージ還元額を使用して名古屋高速道路を通行した場合における料金収入 |
| ETC マイルージ引当金戻入益 | 6 | 2 | 当該事業年度において消滅した ETC マイルージ還元額の所要見積額 |
| 業務雑収入 | 64 | 70 | 道路占用料、原因者負担金等の収入 |
| 業務外収益 | 100 | 103 | 受取利息等 |
| 合 計 | 70,080 | 71,813 | |

(2) 費用の状況

費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受などに要する事業資産管理費及び一般管理費の合計額が 33,108 百万円で、業務外費用（営業中道路の借入金等の利息など）が 4,733 百万円です。営業中の高速道路の収支差となる 33,972 百万円は、償還準備金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和 5 事業年度 | 令和 6 事業年度 | 内 容 |
|----------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 経常費用 | 70,080 | 71,813 | |
| 事業資産管理費 | 30,605 | 31,265 | |
| 道路管理費 | 30,601 | 31,263 | 営業中の高速道路の維持補修、料金収受等の直接費用、消費税納付金 |
| 貸倒引当金繰入 | 1 | 2 | 予測される貸し倒れに備える貸倒引当金の繰入 |
| ETC マイルージ還元負担金 | 3 | 0 | 公社付与の ETC マイルージ還元額を使用した有料道路料金 |
| 一般管理費 | 1,650 | 1,843 | |
| 一般管理費 | 1,373 | 1,563 | 営業中の高速道路の管理等に従事する職員の入件費等 |
| 賞与引当金繰入 | 109 | 115 | 固有職員等の賞与引当金の繰入 |
| 退職給与引当金繰入 | 62 | 69 | 固有職員等の退職給与引当金の繰入 |
| 減価償却費 | 106 | 95 | 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費 |
| 償還準備金繰入 | 33,013 | 33,972 | 営業中高速道路の建設に要した借入金の返済にあてた当年度回収額 |
| 業務外費用 | 4,812 | 4,733 | 道路債券、長期借入金の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの |
| 合 計 | 70,080 | 71,813 | |

(3) 収支状況

高速道路事業全体の収入は、前年度比 1,733 百万円 (2.5%) 増の 71,813 百万円となっています。また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は前年度比 774 百万円 (2.1%) 増の 37,841 百万円となっています。その結果、収支差は前年度比 959 百万円 (2.9%) 増の 33,972 百万円となり、償還準備金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

| 収入 (うち料金収入) | 費用 (うち金利) | 収支差 | 経理処理 |
|--------------------|-------------------|--------|---------|
| 71,813 (71,638) | 37,841 (4,572) | 33,972 | 償還準備金繰入 |

(4) 資産の状況

総資産額は 1,738,758 百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が 1,678,888 百万円、建設中の道路投資額が 46,519 百万円で、合計 1,725,407 百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が 99.2% を占めています。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和5 事業年度 | 令和6 事業年度 | 内 容 |
|-----------|-------------|-------------|---------------------|
| 流動資産 | 7,259 | 12,057 | 現金・預金、未収金等 |
| 固定資産 | 1,701,920 | 1,725,974 | |
| 事業資産 | 1,678,376 | 1,678,888 | |
| 道路 | 1,678,376 | 1,678,888 | 営業中の高速道路 |
| 事業資産建設仮勘定 | 23,246 | 46,519 | |
| 道路建設仮勘定 | 23,246 | 46,519 | 建設中の高速道路 |
| 有形固定資産 | 285 | 449 | 建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額 |
| 無形固定資産 | 2 | 2 | 電話加入権、ソフトウェア |
| 投資その他の資産 | 11 | 117 | 宅地建物取引業営業保証金等 |
| 繰延資産 | 796 | 727 | 債券発行差金、調査費等 |
| 資産合計 | 1,709,976 | 1,738,758 | |

(5) 負債及び資本の状況

負債及び資本の総額は 1,738,758 百万円となっています。主なものは、名古屋高速道路債券などの借入金が 524,148 百万円、償還準備金が 870,321 百万円、設立団体（愛知県・名古屋市）からの出資金（基本金）が 325,259 百万円です。

(単位:百万円)

| 勘定科目 | 令和 5 事業年度 | 令和 6 事業年度 | 内 容 |
|---------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 流動負債 | 66,510 | 69,620 | |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 58,423 | 58,796 | 道路債券等を含む一年以内返済予定借入金 |
| 未払金等 | 8,087 | 10,824 | |
| 固定負債 | 485,448 | 473,559 | |
| 名古屋高速道路債券 | 390,800 | 378,300 | 名古屋高速道路債券の発行残高 |
| 愛知県借入金 | 17,688 | 18,430 | 愛知県からの借入金の残高 |
| 名古屋市借入金 | 17,690 | 18,431 | 名古屋市からの借入金の残高 |
| 政府借入金 | 33,886 | 32,436 | 国からの借入金の残高 |
| 金融機関借入金 | 1,219 | 756 | 地方公共団体金融機関からの借入金の残高 |
| 市中銀行等借入金 | 16,000 | 17,000 | 金融機関からの借入金の残高 |
| 退職給与引当金 | 1,137 | 1,182 | 固有職員等の退職給与引当金 |
| ETCマイレージ引当金 | 5 | 3 | ETCマイレージサービスにより生ずる還元額引当金 |
| 資産見返交付金 | 7,022 | 7,022 | 愛知県、名古屋市からの交付金 |
| 特別法上の引当金等 | 836,349 | 870,321 | |
| 償還準備金 | 836,349 | 870,321 | 営業中高速道路の建設に要した借入金返済額の累計額 |
| 基本金 | 321,668 | 325,259 | 愛知県、名古屋市からの出資金 |
| 負債・資本合計 | 1,709,976 | 1,738,758 | |

(6) 営業中道路の償還状況

償還準備金は 870,321 百万円となっていますので、営業中の道路資産 1,671,867 百万円（営業中の道路投資額 1,678,888 百万円から資産見返交付金 7,022 百万円を除く。）の 52.1% の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

| | 営業中 道路資産 A | 償還準備金 (償還済額) B | 要償還額 A-B | 償還率 (%) B/A×100 | 建設中道路投資額 (建設仮勘定) |
|-----------|------------------|----------------------|-------------|-----------------------|---------------------|
| 令和 4 事業年度 | 1,671,356 | 803,337 | 868,019 | 48.1 | 12,050 |
| 令和 5 事業年度 | 1,671,354 | 836,349 | 835,005 | 50.0 | 23,246 |
| 令和 6 事業年度 | 1,671,867 | 870,321 | 801,545 | 52.1 | 46,519 |

(注) 営業中道路資産については、資産見返交付金を含んでいません。

(7) 事業の実績

①建設事業の実績

令和6年度の実績については、「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

②管理事業の実績

イ. 営業

令和6年度の名古屋高速道路の日平均交通量は、283,459台となり、料金収入は、対前年度比2.8%増の71,638百万円となっています。

| 日平均交通量（通行台数） | | 料金収入 | | 延長 (km) |
|--------------|---------|---------|---------|------------|
| 年間（台） | 前年度比（%） | 年間（百万円） | 前年度比（%） | |
| 283,459 | 103.0 | 71,638 | 102.8 | 81.2 |

年度別通行台数及び料金収入状況（昭和54年度～令和6年度）

| 年 度 | 通 行 台 数 (台) | | | | | 対 前 年 度 伸 び 率 (通 行 台 数 (日 平 均)) | 料 金 収 入 (千円) | | | 対 前 年 度 伸 び 率 (料 金 収 入 (日 平 均)) | |
|--------|---------------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|---------------|-----------------------|------|--|--|
| | 年 度 别 合 計 | 日 平 均 | | | | | 年 度 别 合 計 | 日 平 均 | | | |
| | | 計 | 内 E T C 利 用 率 % | 内 回 数 券 利 用 率 % | 内 大 型 車 利 用 率 % | | 計 | 内 回 数 券 売 上 率 % | | | |
| 54 | 3,251,656 | 12,955 | — | 10.4 | 0.7 | — | 1,294,431 | 5,157 | 10.8 | — | |
| 55 | 6,041,537 | 16,552 | — | 16.1 | 0.9 | 27.8 | 2,360,784 | 6,468 | 14.8 | 25.4 | |
| 56 | 7,048,799 | 19,312 | — | 19.1 | 0.8 | 16.7 | 2,735,992 | 7,496 | 17.3 | 15.9 | |
| 57 | 7,680,858 | 21,043 | — | 22.0 | 0.7 | 9.0 | 2,959,946 | 8,109 | 19.7 | 8.2 | |
| 58 | 8,320,704 | 22,734 | — | 23.2 | 0.6 | 8.0 | 3,203,005 | 8,751 | 20.8 | 7.9 | |
| 59 | 9,353,239 | 25,625 | — | 24.5 | 0.7 | 12.7 | 3,595,702 | 9,851 | 21.9 | 12.6 | |
| 60 | 11,394,160 | 31,217 | — | 23.9 | 0.7 | 21.8 | 5,390,307 | 14,768 | 22.0 | 49.9 | |
| 61 | 15,444,923 | 42,315 | — | 23.7 | 0.9 | 35.6 | 7,411,035 | 20,304 | 21.8 | 37.5 | |
| 62 | 21,937,275 | 59,938 | — | 23.7 | 1.5 | 41.6 | 10,588,960 | 28,932 | 21.4 | 42.5 | |
| 63 | 29,655,956 | 81,249 | — | 25.0 | 2.0 | 35.6 | 16,981,651 | 46,525 | 23.4 | 60.8 | |
| 元 | 35,366,607 | 96,895 | — | 29.2 | 2.4 | 19.3 | 20,326,291 | 55,688 | 26.6 | 19.7 | |
| 2 | 39,851,533 | 109,182 | — | 32.1 | 2.8 | 12.7 | 22,741,778 | 62,306 | 29.6 | 11.9 | |
| 3 | 44,187,042 | 120,730 | — | 34.0 | 2.9 | 10.6 | 24,718,654 | 67,537 | 31.5 | 8.4 | |
| 4 | 45,256,936 | 123,992 | — | 34.9 | 2.9 | 2.7 | 25,350,291 | 69,453 | 32.8 | 2.8 | |
| 5 | 44,081,007 | 120,770 | — | 35.0 | 3.0 | △2.6 | 24,566,757 | 67,306 | 33.1 | △3.1 | |
| 6 | 42,397,490 | 116,158 | — | 35.6 | 3.3 | △3.8 | 23,817,775 | 65,254 | 33.3 | △3.0 | |
| 7 | 46,800,891 | 127,871 | — | 35.7 | 3.5 | 10.1 | 27,812,640 | 75,991 | 32.7 | 16.5 | |
| 8 | 52,340,988 | 143,400 | — | 32.8 | 3.5 | 12.1 | 32,461,129 | 88,935 | 30.5 | 17.0 | |
| 9 | 54,758,359 | 150,023 | — | 32.4 | 3.5 | 4.6 | 33,680,624 | 92,276 | 30.0 | 3.8 | |
| 10 | 54,788,712 | 150,106 | — | 31.6 | 3.2 | 0.1 | 33,619,908 | 92,109 | 29.4 | △0.2 | |
| 11 | 55,119,179 | 150,599 | — | 31.1 | 3.1 | 0.3 | 33,771,084 | 92,271 | 29.1 | 0.2 | |
| 12 | 56,515,408 | 154,837 | — | 30.4 | 3.3 | 2.8 | 34,523,515 | 94,585 | 29.0 | 2.5 | |
| 13 | 69,643,445 | 190,804 | — | 26.2 | 3.2 | 23.2 | 39,826,806 | 109,115 | 26.4 | 15.4 | |
| 14 | 76,928,921 | 210,764 | — | 25.6 | 3.5 | 10.5 | 42,279,885 | 115,835 | 25.2 | 6.2 | |
| 15 | 83,673,057 | 228,615 | ※1.0 | 27.6 | 3.3 | 8.5 | 47,431,580 | 129,594 | 26.9 | 11.9 | |
| 16 | 84,941,367 | 232,716 | 24.5 | 22.3 | 3.7 | 1.8 | 52,720,380 | 144,439 | 21.5 | 11.5 | |
| 17 | 93,606,311 | 256,456 | 48.4 | 12.3 | 4.0 | 10.2 | 56,492,937 | 154,775 | 13.1 | 7.2 | |
| 18 | 97,344,090 | 266,696 | 67.5 | 3.4 | 3.9 | 4.0 | 56,668,844 | 155,257 | — | 0.3 | |
| 19 | 98,913,584 | 270,256 | 76.4 | — | 4.0 | 1.3 | 59,823,598 | 163,452 | — | 5.3 | |
| 20 | 99,263,585 | 271,955 | 80.6 | — | 3.7 | 0.6 | 60,028,815 | 164,463 | — | 0.6 | |
| 21 | 99,079,573 | 271,451 | 86.9 | — | 3.6 | △0.2 | 57,019,780 | 156,219 | — | △5.0 | |
| 22 | 103,928,797 | 284,736 | 89.6 | — | 3.8 | 4.9 | 58,866,539 | 161,278 | — | 3.2 | |
| 23 | 102,746,675 | 280,729 | 90.5 | — | 3.9 | △1.4 | 59,664,567 | 163,018 | — | 1.1 | |
| 24 | 107,095,335 | 293,412 | 91.4 | — | 3.9 | 4.5 | 61,477,358 | 168,431 | — | 3.3 | |
| 25 | 112,279,038 | 307,614 | 92.2 | — | 4.1 | 4.8 | 64,918,233 | 177,858 | — | 5.6 | |
| 26 | 112,502,819 | 308,227 | 92.7 | — | 4.4 | 0.2 | 67,944,042 | 186,148 | — | 4.7 | |
| 27 | 117,588,373 | 321,280 | 93.0 | — | 4.6 | 4.2 | 71,780,942 | 196,123 | — | 5.4 | |
| 28 | 120,741,843 | 330,800 | 93.3 | — | 4.9 | 3.0 | 74,099,045 | 203,011 | — | 3.5 | |
| 29 | 123,161,063 | 337,428 | 93.8 | — | 5.4 | 2.0 | 75,738,996 | 207,504 | — | 2.2 | |
| 30 | 125,675,102 | 344,315 | 94.2 | — | 5.8 | 2.0 | 77,389,020 | 212,025 | — | 2.2 | |
| 元 | 124,210,560 | 339,373 | 94.7 | — | 5.9 | △1.4 | 77,002,073 | 210,388 | — | △0.8 | |
| 2 | 107,295,337 | 293,960 | 95.0 | — | 5.9 | △13.4 | 66,995,534 | 183,549 | — | △12.8 | |
| 3 | 93,898,803 | 252,003 | 96.2 | — | — | — | 64,725,219 | 177,329 | — | △3.4 | |
| 4 | 97,716,244 | 267,716 | 96.7 | — | — | — | 67,921,102 | 186,085 | — | 4.9 | |
| 5 | 100,765,906 | 275,317 | 97.0 | — | — | 2.8 | 69,909,512 | 191,010 | — | 2.6 | |
| 6 | 103,462,411 | 283,459 | 97.2 | — | — | 3.0 | 71,637,552 | 196,267 | — | 2.8 | |
| 計 | 3,148,055,498 | — | — | — | — | — | 1,896,274,618 | — | — | — | |

- (注)
1. 日平均は、昭和54年度は供用開始から、55年度以降は各年度の日数で除した数値
 2. 昭和54年7月25日当初料金（普通車400円、大型車800円）
 3. 昭和60年5月8日料金改定を実施（普通車500円、大型車1,000円）
 4. 昭和63年4月27日料金改定を実施（普通車600円、大型車1,200円）
 5. 昭和63年12月21日から平成7年9月19日までの間、2号北部（楠～荻野）は、特定料金（普通車150円、大型車300円）
 6. 平成7年9月20日料金改定を実施（普通車650円、大型車1,300円）
 7. 平成13年3月10日供用の小牧線は別料金（普通車350円、大型車700円）
 8. 平成15年3月29日特定区間料金を設定（普通車200円、大型車400円）
 9. 平成16年3月29日料金改定を実施（普通車750円、大型車1,500円）
 10. 平成17年2月11日供用の一宮線は別料金（普通車350円、大型車700円）
 11. 平成21年度の料金収入には、料金引下げ社会実験による減収補填額（1,986,247千円）を含まない。
 12. 平成22年度の料金収入には、料金引下げ社会実験による減収補填額（2,550,589千円）を含まない。
 13. 平成26年4月1日料金改定を実施
(名古屋線：普通車770円、大型車1,540円 尾北線：普通車360円、大型車720円)
 14. 令和元年10月1日料金改定を実施
(名古屋線：普通車780円、大型車1,570円 尾北線：普通車370円、大型車730円)
 15. 令和3年5月1日料金改定を実施（対距離料金制、5車種区分への変更等）
 16. 令和3年4月末では、料金圈（名古屋線・尾北線）毎の1回の利用回数を「1台」として集計。令和3年5月以降は料金改定に伴う料金圈撤廃のため名古屋高速1回の利用を「1台」として集計。（ただし令和3年度日平均通行台数は、4月の通行台数を推計値（料金圈撤廃と仮定）として集計。）
 17. E T C 利用率は無線通行台数とICCR通行台数の合算値を総通行台数で除した数値
- ※ 平成16年3月1日より E T C 運用開始

ロ. 管理

お客様の安全で快適な交通の確保のため、交通パトロールや故障車・交通事故対応など交通管理・管制業務を実施しました。

渋滞情報の提供、交通安全の啓蒙及び利用増進のため、道路情報板やラジオ等による広報を実施しました。

お客様に快適にご利用していただくため、料金所において迅速な料金収受に係る業務を実施しました。

ハ. 保全

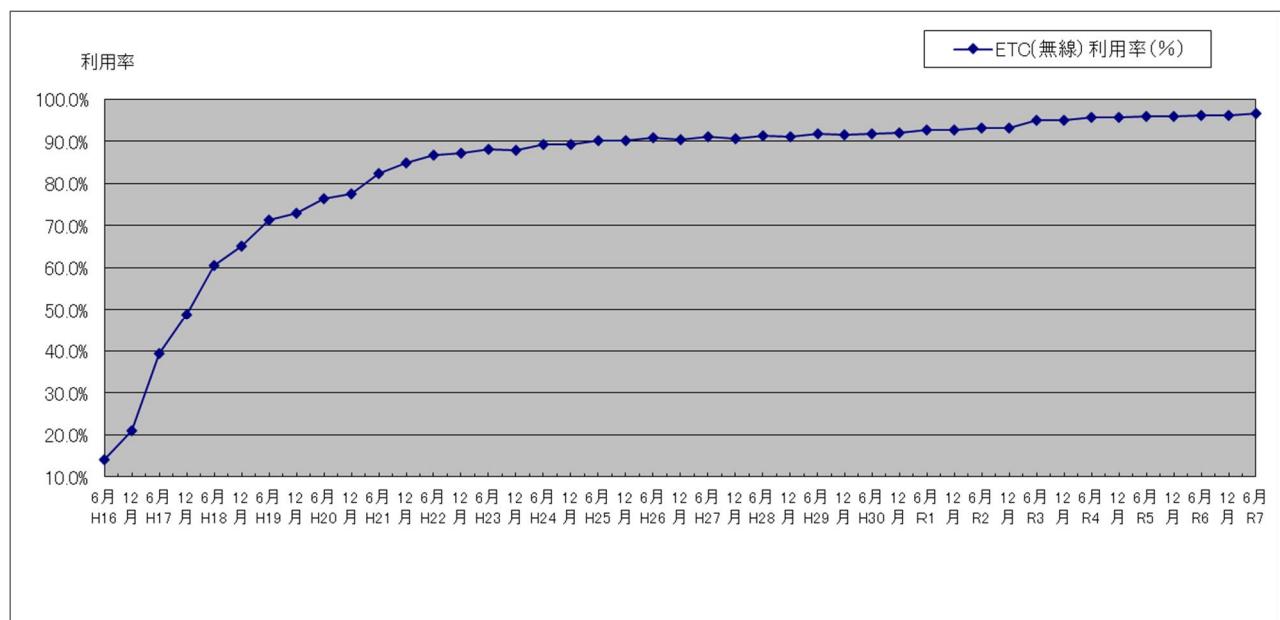
高速道路を常に良好な状態に保つため、道路構造物や道路付属設備の点検、路面等の点検・清掃を日常的に行いました。

簡易な補修、事故等による損傷の応急復旧工事を行い、安全かつ快適な道路の維持に努めました。

冬季の積雪・路面凍結に対応するための雪氷対策業務を実施しました。

構造物の長寿命化を図るため、大規模修繕工事として床版等修繕工事、鋼桁等塗装修繕工事を実施しました。

ETC 利用の状況(平成 16 年～)



平成16年 3月 1日 E T C 運用開始

平成16年10月 1日全料金所（堀の内除く）で運用開始

平成17年 2月11日一宮線開通に伴い、E T C 運用開始（8 料金所）

平成19年12月 9日清須線開通に伴い、E T C 運用開始（4 料金所）

平成21年 3月12日小牧線堀の内料金所の E T C 運用開始により、全料金

平成22年 9月 4日東海線一部開通に伴い、E T C 運用開始（1 料金所）

平成23年11月19日東海線一部開通に伴い、E T C 運用開始（6 料金所）

平成25年11月23日東海線開通に伴い、E T C 運用開始（2 料金所）

③受託事業の実績

合併料金所の維持管理に係る事業を実施しました。

2 重点施策

(1) 長期ビジョン及び中期経営計画

名古屋高速では、将来のありたい姿を実現するため、これまで中期経営計画で短・中期的な目標を設定し事業を進めてきました。今回新たに中期経営計画の上位計画として、2035年度を目標年度とした長期ビジョン2035を策定しました。長期ビジョンでは、名古屋高速の経営理念を踏まえ、目指すべき将来像を「人々の暮らしや社会をもっと豊かに、もっとしあわせにする道路」と定め、その実現に向け、「人々の暮らしを支える」「地域社会・産業を支える」「支える基盤としての公社」の3つの観点と5つの方向性を示し、各施策に取り組んでいくこととしました。

長期ビジョンを策定したことを踏まえ、中期経営計画（2025-2027）では、長期ビジョンの具現化に向けた、2027年度までの3年間のロードマップを示しています。社会環境の変化に応じて、各施策や達成目標等について検証し、必要に応じて見直しを行い、より機動的な事業運営に努めていきます。

○3つの観点と5つの方向性

1) 「人々の暮らしを支える」

- I. 「いつでも、だれでも安全・安心な道路」を目指し、適切な維持管理により将来にわたって使い続けられ、災害時には緊急輸送道路として地域の迅速な応急活動や復旧を支援できるよう、構造物の長寿命化対策や震災対策の強化等を着実に進めています。また、事故の心配や運転操作の不安がない安全な道路とするため、交通安全対策や逆走・誤進入対策の強化を進めています。
- II. 「だれにとってもストレスフリーで、ゆとりや楽しさを提供する道路」を目指し、高速道路としての定時性や速達性を發揮し、だれでもスムーズに走行できる空間を確保するため、渋滞対策の推進や、柔軟な料金サービスによる交通需要の最適化等を図ります。また、観光・レジャー向けサービスの提供により、お客様にゆとりや楽しさを提供するため、観光・レジャー向け料金プランの拡充や観光地等との連携強化も進めています。

2) 「地域社会・産業を支える」

- III. 「名古屋都市圏における人・モノの交流を促進し、産業活動を支援する道路」を目指し、リニア中央新幹線開業の波及効果を最大限に活かすため、都心アクセス事業の推進や名古屋都心部と周辺地域を結ぶネットワークの強化を進めます。また、次世代に向けた技術開発への貢献として、自動運転を始めとするCASEや建設・維持管理におけるAI/ICT等の新技術の導入を促進します。

- IV. 「人に優しく、環境と共生し、地域に永く愛される道路」を目指し、消費エネルギーの削減や再生可能エネルギーの活用を推進することで、地球環境に優しい持続可能な社会づくりへの貢献を図ります。また、地域の活性化や発展に貢献するため、沿線地域やまちづくりとの連携も進めています。

3) 「支える基盤としての公社」

- V. 「健全な経営のもとに、多様な人材が活躍し、ポテンシャルを最大限発揮できる公社」を目指し、安定した財務基盤の維持や生産性の向上による健全な経営を推進し、着実な償還を実施するため、安定した財務基盤の維持とDXによる生産性向上の取り組みを進めています。多様で高い技術力を持つ人材を確保・育成してポテンシャルを最大限発揮できるよう、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりや、技術力向上の環境づくりを進めます。

内容の詳細につきましては、当公社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

当公社の中期経営計画（2025-2027）

<https://www.nagoya-expressway.or.jp/kosya/annai/chukikeiei/>

(2) 大規模修繕計画

公社は、平成 27 年度に「大規模修繕計画」を公表しました。あわせて、大規模修繕事業に必要な財源を確保するために、料金の徴収期間を 6 年 2 ヶ月延長することにつき国土交通大臣から認可を受けております。

○大規模修繕計画の概要

古い基準で設計された箇所で、今後、重大な損傷や第三者に被害を及ぼす損傷に進展し、通行止め等が発生する恐れがある箇所について、主要構造物全体に対して計画的に大規模修繕を実施することにより、大規模な構造物の更新を回避し、長寿命化を図るもので

名古屋高速道路の大規模修繕計画

| 区分 | 路線名 | 延長 | 概算工事費 | 事業実施予定年度 |
|-------|---------|---------|----------|-------------------|
| 大規模修繕 | 高速都心環状線 | 約37.9km | 約1,250億円 | 平成 27 年度～令和 11 年度 |
| | 高速1号楠線 | | | |
| | 高速2号東山線 | | | |
| | 高速3号大高線 | | | |
| | 高速5号万場線 | | | |

3 サステナビリティに関する考え方及び取り組み

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する取り組み

当公社では、経営理念において、いつでも「安全」「安心」「快適」な道路サービスを提供し、地域社会を支えることを目指すと掲げ、事業を行っています。

SDGsは、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、その目指すところは、当公社の経営理念と重なり合うものであります。

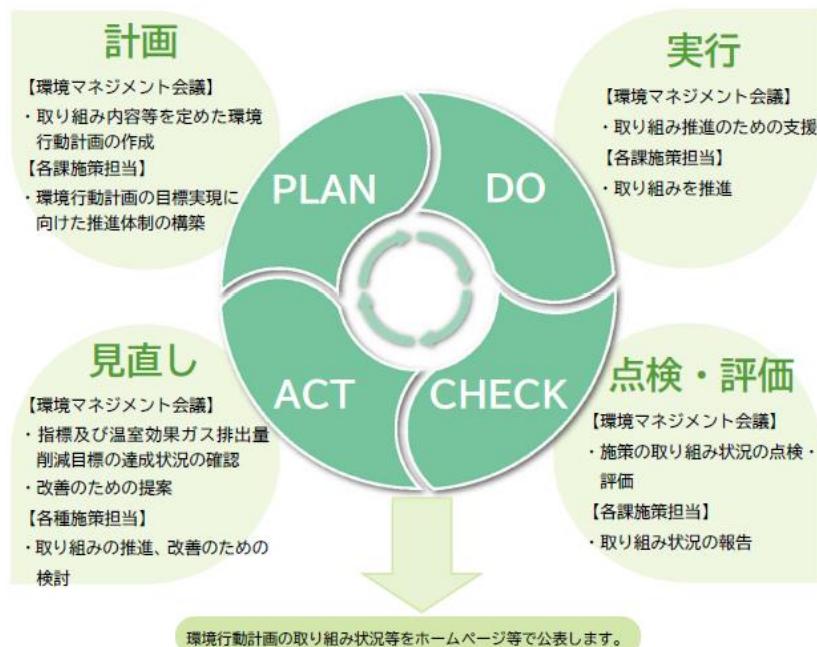
(2) 環境マネジメントの推進

当公社は、環境理念を具現化し、かつ、国の施策である「2050年カーボンニュートラルの実現」に追随し、国の考えに基づき設定した目標値を達成するために「名古屋高速道路公社環境行動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画では、環境マネジメント会議を設け、各施策の担当者が施策の進捗、課題等の情報共有を行い、全社的に連携を図っております。

① ガバナンス及びリスク管理

本計画の進行管理については、各部署が施策の計画・実施を行い、環境マネジメント会議により定期的な点検・評価を行いながら、着実に取り組みを推進します。取り組みの実施状況を環境マネジメント会議において検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、当公社が持続的に事業を経営していくためには、当公社の事業と深く関わりのあるお客様、沿道の皆様、地域社会との良好な関係を築いていくことが重要と考えます。そのため、計画の進捗状況及び当公社が実施している環境に関する取り組みについて、ホームページ等をとおして、積極的に発信し、理解を得られるよう努めます。



② 戰略、指標及び目標

取り組む施策については、実施時期によって分けています。既に取り組んでおり目標達成に向けて継続して実施していく施策、あるいは比較的早期に実施可能な施策を「ステップ1」、本計画の策定を機に新たに検討から始め、2050年カーボンニュートラルに寄与する施策を「ステップ2」としました。さらにそれぞれ「省エネルギー化の推進」、「循環型社会の実現」、「周辺環境の保全」、「環境技術の積極的な導入」の4つの分野について以下の方向性に沿って実施していきます。

<実施時期>

| | |
|-------|---|
| ステップ1 | ・既に取り組みを始めており、継続することで目標年次に効果を期待する施策 ・比較的早期に実施可能な施策 |
| ステップ2 | ・國の方針と整合を図り、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、今後新たに検討を進めていく施策 |

<分野別施策の方向性>

| 施策分野 | 施策の方向性 |
|-------------|------------------------------------|
| 省エネルギー化の推進 | あらゆる施設・設備の省エネルギー化によるカーボンニュートラルへの挑戦 |
| 循環型社会の実現 | 徹底した3Rの推進と資源の有効活用による循環型社会の構築 |
| 周辺環境の保全 | 沿道環境対策と自然共生による良好な都市環境の創造 |
| 環境技術の積極的な導入 | 効果的に環境負荷低減を図るための最新の環境技術・ICT技術等の導入 |

イ 公社事業によるCO₂排出量

2018年度に公社の事業に関連して排出したCO₂は約20万tです。そのCO₂排出量のうち、約95%は高速道路を走行する自動車交通によるものであり、残りの約5%は道路の維持管理等の事業活動（以下「事業活動」）によるものです。そして、事業活動による排出量のうち、9割以上は道路照明等の電力由来のものとなっています。

ロ 公社事業活動でのCO₂排出量の削減目標

本計画では、事業者としての努力により削減可能な事業活動に伴うCO₂排出量の削減に取り組んでまいります。CO₂排出量の削減目標値は国の考え方を参考に設定しました。基準年度を2018年度として、2030年度の事業活動によるCO₂排出量を2018年度比39%削減（2013年度比46%削減に相当）することを目指します。

また、2030年度以降は、本計画の取り組みの継続・強化に加え、新技術等を活用した対策により、CO₂排出量の削減を進め、残る排出量については、「排出量取引制度」や「カーボンオフセット」の取り組み検討によりカーボンニュートラルの実現を目指していきます。

(3) 人的資本への取り組み

イ. 職員が働きやすく、活躍できる職場づくり

ワーク・ライフ・バランス等を推進するため、「働き方改革や人材確保・育成に関する基本方針」を策定します。基本方針に基づき、職員一人ひとりの事情に合わせた働き方を選択できるよう、休暇を取得しやすい環境づくり等を図ります。また、職員エンゲージメント（注1）が高く、働きがいのある職場づくりを行います。

注1:エンゲージメントとは誓約や約束を意味し職員と企業の信頼関係や愛着心のことをいう。職員エンゲージメントを高めるには、職員の意見を聞き、適切な対策を実施することが大切とされている。

ロ. 技術力向上のための環境づくり

これまで公社が培ってきた高い技術力を維持・継承していくため、専門性・技術力を有した職員を育成します。

| | |
|-----------------|--|
| 公社業務に関連した資格取得者数 | 5名(2027年度目標) |
| 公社業務に関連した資格取得の例 | <ul style="list-style-type: none">・技術士・コンクリート診断士・土木鋼構造診断士・1級土木施工管理技士・電気主任技術者 等 |

4 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

(1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減やお客様サービスの向上を図るなど、一層効率的な経営を実現することで、社会情勢の変化に適切に対応していくこととしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。

係る法律事項等についての詳細は、本説明書の30~32ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、ソフト面においては、①災害対応マニュアルの整備、防災訓練の実施等防災体制の強化を図ると共に、②自家発電設備、関係機関との防災通信設備、高速道路から避難するための非常階段設置等の災害対策設備の整備を完了していますが、南海トラフ地震を始めとした自然災害への対応力向上を進め、安全・安心に対する信頼性向上を図っていきます。

また、兵庫県南部地震より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても①橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、②更に橋桁の落橋防止工事を平成16年度に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、災害復旧までの通行止めによる減収等が想定されることから、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

5 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

6 研究開発活動

当公社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の開発に積極的に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

7 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

直近2事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

| | 令和5事業年度 | 令和6事業年度 | 前年度比 |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 償還準備金繰入 | 33,013百万円 | 33,972百万円 | 102.9% |

令和6事業年度の名古屋高速道路の日平均交通量は、283,459台となり、料金収入は、前年度比3.0%増の71,638百万円となっています。

また、高速道路事業全体の収入は、前年度比 1,733 百万円 (2.5%) 増の 71,813 百万円となり、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は、前年度比 774 百万円 (2.1%) 増の 37,841 百万円となっています。その結果、令和 6 事業年度の償還準備金繻入（営業中道路に係る収益と費用の差）は、前年度に比べ、959 百万円 (2.9%) 増加して 33,972 百万円となっています。

(2) 会計処理の特徴について

当公社では、その財政状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

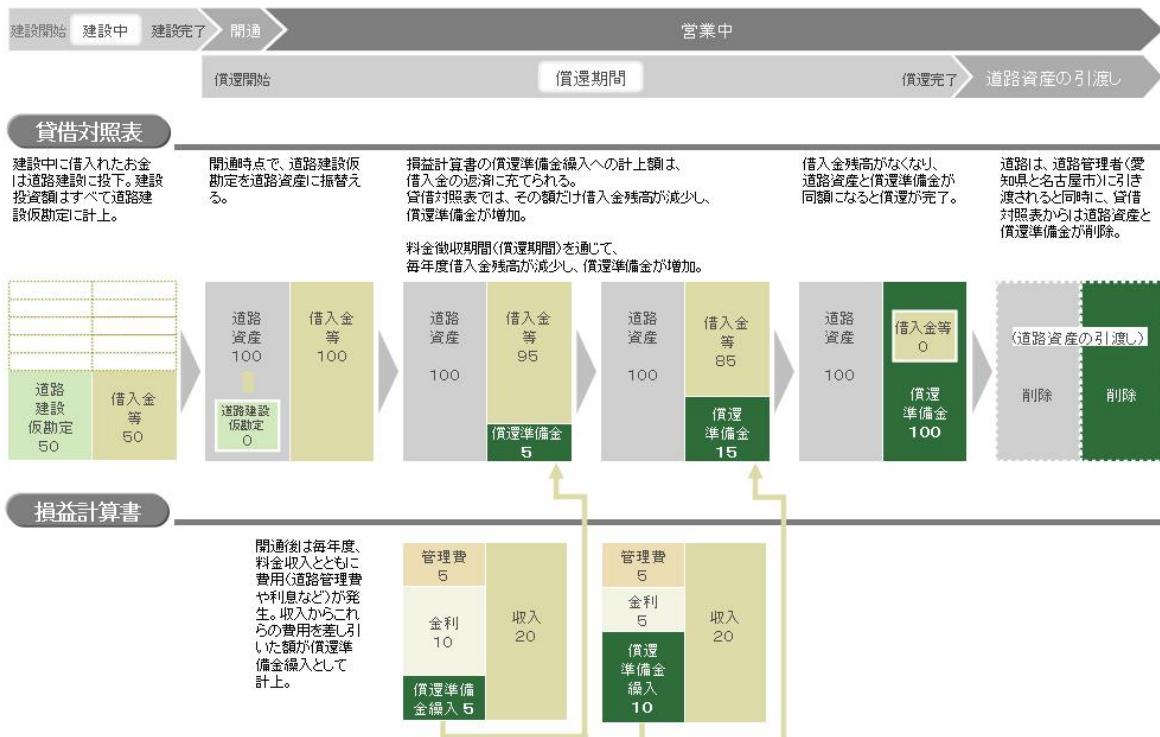
ただし、有料道路事業は、出資金・借入金により道路を建設し、お客様からの料金収入により返済していくものであり、全ての返済を終えると、本来の道路管理者に引き渡すことになっています。このため、利益を追求する概念ではなく、利益を上げることが期待されている民間企業と異なります。

したがって、借入金が着実に返済されているかどうかを会計処理において適切に把握することが重要であり、新たな設備投資資金を積み立てるという企業会計上一般に採用されている減価償却費を計上していません。

以上のことから、会計処理の特徴として、借入金の返済に充てた年度の「収支差」（収益と費用の差）を「償還準備金繻入」として費用に計上し、その累計額を「償還準備金」として負債の部に計上しています。

これにより、貸借対照表上で資産に計上される「道路資産」の額と負債に計上される「償還準備金」の額の対比により、道路に投下した資金の償還状況がわかるしくみになっています。

〔参考〕 債還準備金のしくみ



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

令和6年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

工事関係

高速名古屋新宝線、高速1号 都心アクセス関連事業（新洲崎・黄金地区）
構造物設計、用地取得を実施しました。新洲崎地区では工事着手しました。

高速1号、高速2号 都心アクセス関連事業（栄地区）
詳細設計、関係機関協議を進捗させました。

2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

令和7年3月末現在

| 路線名 | 区間 | 開通延長 (km) | 道路価格 (百万円) |
|-----------|--------------------|--------------|---------------|
| 高速名古屋朝日線 | 中村区名駅四丁目～清須市朝日 | 7.6 | 154,671 |
| 高速名古屋新宝線 | 中村区名駅四丁目～東海市新宝町 | 14.3 | 246,459 |
| 高速1号 | 中川区島井町～千種区鏡池通 | 13.5 | 341,126 |
| 高速1号四谷高針線 | 千種区鏡池通～名東区猪高町 | 3.6 | 176,074 |
| 高速2号 | 北区大我麻町～緑区大高町 | 20.6 | 376,947 |
| 高速分岐2号 | 西区那古野二丁目～東区泉二丁目 | 2.2 | 39,636 |
| 高速分岐3号 | 中川区山王三丁目～昭和区御器所一丁目 | 2.3 | 29,960 |
| 高速名古屋小牧線 | 北区大我麻町～小牧市大字村中 | 8.2 | 170,955 |
| 高速清須一宮線 | 清須市朝日～一宮市緑四丁目 | 8.9 | 143,061 |
| 計 | | 81.2 | 1,678,888 |

なお、上記事業資産以外に記載すべき主要な資産はありません。

3 設備の新設、除却等の計画

令和 7 年度の建設事業計画は、以下のとおりです。

なお、当該事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

(1) 基本方針

① 県道高速名古屋新宝線及び市道高速 1 号

都心アクセス関連事業のうち、新洲崎 JCT 出入口新設・黄金出入口フル IC 化について、令和 6 年度に引き続き地下埋設物移設工事、本体工事等を実施します。

② 市道高速 1 号及び市道高速 2 号

都心アクセス関連事業のうち、栄出入口新設・丸田町 JCT 西渡り線・南渡り線の追加について、令和 6 年度に引き続き地下埋設物移設工事等を実施し、本体工事契約を行います。

③ 令和 7 年度は上記①②を踏まえ、建設事業費 14,300 百万円をもって事業を推進します。

建設事業費 14,300 百万円の内訳は、有料融資事業 14,300 百万円（財源構成：出資金 2,145 百万円、無利子貸付金 3,575 百万円、特別転貸債 5,005 百万円、民間資金 3,575 百万円）となっています。

(2) 令和 7 年度建設事業予算

(単位:百万円)

| 区分 | 取入 | 支出 | |
|-------|--------|--------|---------|
| 建設事業費 | 出資金 | 2,145 | 高速道路建設費 |
| | 無利子貸付金 | 3,575 | 一般管理費 |
| | 特別転貸債 | 5,005 | 支払利息 |
| | 民間資金 | 3,575 | |
| | 計 | 14,300 | 計 |

[参考] 令和 7 年度予算（建設事業以外）

(単位:百万円)

| | | | | |
|-------|----------|---------|----------|---------|
| 管理事業費 | 高速道路料金収入 | 68,092 | 維持改良費 | 33,804 |
| | 雑収入 | 257 | 業務管理費 | 12,152 |
| | 民間資金 | 44,393 | 一般管理費 | 2,144 |
| | | | 元金償還金 | 58,796 |
| | | | 支払利息 | 5,841 |
| | | | 予備費 | 5 |
| | 計 | 112,742 | 計 | 112,742 |
| 受託事業費 | 受託工事収入 | 9 | 受託工事費 | 9 |
| その他 | 代替地取得借入金 | 59 | 代替地取得借入金 | 59 |
| | 合計 | 127,110 | 合計 | 127,110 |

第4 法人の状況

1 基本金の推移

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 愛知県出資金 | 105 | 645 | 232.5 | 832.5 | 1,795.5 |
| 名古屋市出資金 | 105 | 645 | 232.5 | 832.5 | 1,795.5 |
| 当期受入額 | 210 | 1,290 | 465 | 1,665 | 3,591 |
| 期末残高 | 318,248 | 319,538 | 320,003 | 321,668 | 325,259 |

(注) 当公社は、公社法第4条の規定により、設立団体である愛知県及び名古屋市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本財産の額)

2 役員の状況

(1) 役員の定数及び任期

役員の定数及び任期については、公社法第5条により、役員の定数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、同法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く（ただし、定款で副理事長を置かないことができる）こととされ、その任期は、同法第14条により、4年を超えることができず、再任されることができる旨定められています。

当公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

| 役職 | 定数 | 任期 |
|------|------|--|
| 理事長 | 1名 | 4年（再任されることができる） *任期途中の交代時は、前任者の残任期間 |
| 副理事長 | 1名 | |
| 理事 | 4名以内 | |
| 監事 | 2名以内 | |

(2) 役員の任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員一覧

令和 7 年 7 月 1 日現在

| 役 職 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴 |
|-------------------------------------|---|--|
| 理 事 長 | まつ い けい すけ 松 井 圭 介 (昭和 33 年 11 月 4 日) | 昭和 56 年 4 月 愛知県入庁 平成 31 年 4 月 愛知県副知事 令和 5 年 4 月 当公社理事長 |
| 副 理 事 長 | まえ うち ひさ とし 前 内 永 敏 (昭和 44 年 12 月 15 日) | 平成 4 年 4 月 建設省入省 令和 4 年 7 月 (財)日本建設情報総合センター 経営企画部長 令和 6 年 7 月 当公社副理事長 |
| 理 事 (総務、経営企画、都心アクセス事業並びに施策の総合調整) | かわ だ せい いち 河 田 誠 一 (昭和 38 年 8 月 1 日) | 昭和 59 年 4 月 名古屋市入庁 令和 4 年 4 月 緑政土木局長 令和 6 年 4 月 当公社理事 |
| 理 事 (技術、新事業推進、交通管理、メンテナンス事業) | つか うえ ひさ し 塚 上 久 司 (昭和 39 年 9 月 13 日) | 昭和 63 年 4 月 愛知県入庁 令和 6 年 4 月 三河港務所長 令和 7 年 4 月 当公社理事 |
| 監 事 | お やま ひろ ゆき 小 山 伸 茲 (昭和 35 年 4 月 14 日) | 昭和 58 年 4 月 名古屋市入庁 令和 3 年 6 月 中部国際空港株式会社非常勤監査役 中部国際空港エネルギー供給株式会社非常勤監査役 令和 5 年 4 月 当公社監事 |

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当公社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)設立団体による監督等、(3)名古屋高速道路公社運営会議、(4)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の30~31ページをご参照ください。

(2) 設立団体による監督等

設立団体による監督等については、本説明書の31~32ページをご参照ください。

(3) 名古屋高速道路公社運営会議

名古屋高速道路公社運営会議は、愛知県知事を会長として、名古屋市長、東海財務局長、中部地方整備局長、名古屋商工会議所会頭、名古屋銀行協会会长及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、年1回開催しています。

(4) 内部管理

役員会は、理事長、副理事長、理事、監事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業務運営上重要な事項について審議することになっています。

監事は、財務諸表並びに決算報告書に関する意見を述べることになっています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当公社の財務諸表は、公社法第23条から第27条まで、公社法施行規則第7条及び第8条並びに当公社会計規程及び同実施細則に基づき作成しています。

2 財務諸表の提出

当公社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出にあたっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見をつけることとされています。

なお、当公社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、同条に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、令和6事業年度、令和5事業年度の順で掲載しています。

(1) 令和6事業年度

- ①監事の意見書
- ②財務諸表

[参考] キャッシュ・フロー計算書

(2) 令和5事業年度

- ①監事の意見書
- ②財務諸表

[参考] キャッシュ・フロー計算書

- (1) 令和 6 事業年度
① 監事の意見書

名古屋高速道路公社の財務諸表
及び決算報告書に関する意見書

名古屋高速道路公社の令和 6 事業年度財務諸表
及び決算報告書は、諸帳簿、その他証拠書類と照
合審査の結果、適正なものと認めます。

令和 7 年 7 月 7 日

名古屋高速道路公社
監 事 小 山 祥 之
(公印省略)

② 財務諸表

令和6事業年度名古屋高速道路公社財産目録

| 区分 | 資産の部 | | 金額 |
|-----------|---|--------------------|-------------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 流动資産 | | | 円 |
| 現金・預金 | 現金 | 令和7年3月31日高速道路料金収入等 | 12,057,289,528 |
| | 三菱UFJ銀行大津町支店当座預金 | 32,349,237 | 4,642,559,659 |
| | その他の預金 | 4,610,201,151 | |
| | | ゆうちょ銀行 | 9,268 |
| 未収金 | 道路料金未収金 | 2,033件 | 7,378,036,758 |
| | その他の未収金 | 54件 | 29,701,577 |
| 前払費用 | その他の前払費用 | 証券借入金エージェント手数料等 | 9,175,701 |
| 貸倒引当金 | 貸倒引当金 | | △ 2,184,167 |
| 固定資産 | | | |
| 事業資産 | | | 1,725,974,445,454 |
| 道路 | 朝日線・新宝線・1号線・高針線・2号線・分岐2号線・分岐3号線・小牧線・一宮線 | | 1,678,888,250,398 |
| | 高速名古屋朝日線 | 中村区名駅四丁目～清須市朝日 | 154,670,982,823 |
| | 高速名古屋新宝線 | 中村区名駅四丁目～東海市新宝町 | 246,458,930,282 |
| | 高速1号 | 中川区鳥井町～千種区鏡池通 | 341,125,894,236 |
| | 高速1号四谷高針線 | 千種区鏡池通～名東区猪高町 | 176,074,475,219 |
| | 高速2号 | 北区大我麻町～緑区大高町 | 376,947,257,320 |
| | 高速分岐2号 | 西区那古野二丁目～東区泉二丁目 | 2.2km |
| | 高速分岐3号 | 中川区山王三丁目～昭和区御器所一丁目 | 2.3km |
| | 高速名古屋小牧線 | 北区大我麻町～小牧市大字村中 | 8.2km |
| | 高速清須一宮線 | 清須市朝日～一宮市緑四丁目 | 8.9km |
| 事業資産建設仮勘定 | 新宝線建設仮勘定 | | 46,518,523,537 |
| 道路建設仮勘定 | 高速名古屋新宝線 | 中村区名駅南 | 12,094,301,802 |
| | 1号線建設仮勘定 | | 34,163,060,764 |
| | 高速1号 | 中川区九重町等 | |
| | 2号線建設仮勘定 | | 261,160,971 |
| | 高速2号 | 中区新栄 | |
| 有形固定資産 | | | 448,601,580 |
| | 建物 | 事務所建物 | 128,565,265 |
| | 車両・運搬具 | 道路巡回車等 | 241,226,130 |
| | 工具・器具・備品 | 工具・器具・備品 | 78,810,185 |
| 無形固定資産 | 電話加入権 | | 2,247,981 |
| 投資その他の資産 | 敷金・保証金 | 敷金・宅地建物取引業営業保証金 | 115,886,108 |
| その他の資産 | 預託金 | 自動車リサイクル料金預託金 | 935,850 |
| 繰延資産 | 債券発行諸費 | | 726,542,649 |
| 債券発行諸費 | 債券発行諸費 | | 716,764,874 |
| 証券借入金諸費 | 証券借入金諸費 | | 9,777,775 |
| | | 資産の部合計 | 1,738,758,277,631 |

| 区分 | 負債の部 | | 金額 |
|---------------|---------------|----------------|-------------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 流动負債 | | | |
| 1年以内返済予定長期借入金 | | | 円 69,619,550,293 |
| | 1年以内返済予定長期借入金 | | 58,795,873,793 |
| | 名古屋高速道路債券 | 39,500,000,000 | |
| | 愛知県借入金 | 3,448,744,726 | |
| | 名古屋市借入金 | 3,448,201,252 | |
| | 政府借入金 | 7,435,576,185 | |
| | 地方公共団体金融機関借入金 | 463,351,630 | |
| | 市中銀行等借入金 | 4,500,000,000 | |
| 未払金 | | | 9,683,750,642 |
| | 未払金 | | |
| | 高速道路建設費 | 688,102,713 | |
| | 建設事業附帯事務費 | 19,075,057 | |
| | 受託業務費 | 1,746,624 | |
| | 維持改良費 | 7,978,546,831 | |
| | 業務管理費 | 894,392,911 | |
| | 一般管理費 | 101,886,506 | |
| 未払費用 | | | 930,199,964 |
| | 未払利息 | | |
| | 名古屋高速道路債券 | 886,983,339 | |
| | 愛知県及び名古屋市借入金 | 40,514,868 | |
| | 地方公共団体金融機関借入金 | 691,368 | |
| | 証券借入金 | 2,010,369 | |
| 預り金 | | | 42,989,007 |
| | 預り納付金 | | |
| | 源泉所得税 | 4,101,101 | |
| | 厚生年金保険料 | 193,980 | |
| | 住民税 | 6,878,300 | |
| | 協会けんぽ健康保険料 | 256,637 | |
| | 雇用保険料 | 643,047 | |
| | 団体共済掛金 | 215,942 | |
| | 受入保証金 | | 30,700,000 |
| | 契約保証金 | | 30,700,000 |
| 仮受金 | | | 27,915 |
| | その他の仮受金 | 道路料金収入過剰金 | |
| 賞与引当金 | | | 166,708,972 |
| | 賞与引当金 | 役員・職員に係る賞与引当金 | |
| 固定負債 | | | 473,558,587,641 |
| 名古屋高速道路債券 | | | 378,300,000,000 |
| 愛知県借入金 | | | |
| | 愛知県借入金 | 特別転貸債 | 18,429,704,738 |
| 名古屋市借入金 | | | 18,431,083,623 |
| 政府借入金 | | | 32,435,533,286 |
| | 政府借入金 | 有料道路融資事業 | 31,700,533,286 |
| | 社会資本整備事業政府借入金 | 総合有料道路事業 | 735,000,000 |
| 地方公共団体金融機関借入金 | | | 755,748,492 |
| 市中銀行等借入金 | | | 17,000,000,000 |
| 退職給与引当金 | | | 1,181,764,132 |
| ETCマイレージ引当金 | | | 3,003,370 |
| 資産見返交付金 | | | 7,021,750,000 |
| | 愛知県交付金 | 3,510,875,000 | |
| | 名古屋市交付金 | 3,510,875,000 | |
| 特別法上の引当金 | | | 870,321,139,697 |
| 償還準備金 | | | 870,321,139,697 |
| | 負債の部合計 | | 1,413,499,277,631 |
| | 正味財産 | | 325,259,000,000 |

令和6事業年度名古屋高速道路公社貸借対照表

令和7年3月31日現在

| 資産の部 | | 負債及び資本の部 | |
|-----------|-------------------|---------------|-------------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 流动資産 | 12,057,289,528 | 流动負債 | 69,619,550,293 |
| 現金・預金 | 4,642,559,659 | 1年以内返済予定長期借入金 | 58,795,873,793 |
| 未収金 | 7,407,738,335 | 未払金 | 9,683,750,642 |
| 前払費用 | 9,175,701 | 未払費用 | 930,199,964 |
| 貸倒引当金 | △2,184,167 | 預り金 | 42,989,007 |
| 固定資産 | 1,725,974,445,454 | 仮受金 | 27,915 |
| 事業資産 | 1,678,888,250,398 | 賞与引当金 | 166,708,972 |
| 道路 | 1,678,888,250,398 | 固定負債 | 473,558,587,641 |
| 事業資産建設仮勘定 | 46,518,523,537 | 名古屋高速道路債券 | 378,300,000,000 |
| 道路建設仮勘定 | 46,518,523,537 | 愛知県借入金 | 18,429,704,738 |
| 有形固定資産 | 448,601,580 | 名古屋市借入金 | 18,431,083,623 |
| 建物 | 128,565,265 | 政府借入金 | 32,435,533,286 |
| 車両・運搬具 | 241,226,130 | 地方公共団体金融機関借入金 | 755,748,492 |
| 工具・器具・備品 | 78,810,185 | 市中銀行等借入金 | 17,000,000,000 |
| 無形固定資産 | 2,247,981 | 退職給与引当金 | 1,181,764,132 |
| 電話加入権 | 2,247,981 | ETCマイレージ引当金 | 3,003,370 |
| 投資その他の資産 | 116,821,958 | 資産見返交付金 | 7,021,750,000 |
| 敷金・保証金 | 115,886,108 | 特別法上の引当金等 | 870,321,139,697 |
| その他の資産 | 935,850 | 償還準備金 | 870,321,139,697 |
| 繰延資産 | 726,542,649 | (負債合計) | 1,413,499,277,631 |
| 債券発行諸費 | 716,764,874 | | |
| 証券借入金諸費 | 9,777,775 | | |
| | | | |
| 資産合計 | 1,738,758,277,631 | 負債・資本合計 | 1,738,758,277,631 |

令和6事業年度名古屋高速道路公社損益計算書

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 経常費用 | 71,812,903,218 | 経常収益 | 71,812,903,218 |
| 事業資産管理費 | 31,265,273,376 | 業務収入 | 71,709,646,336 |
| 道路管理費 | 31,262,697,348 | 道路料金収入 | 71,637,551,810 |
| 貸倒引当金繰入 | 2,183,387 | ETCマイレージ還元負担金収入 | 88,101 |
| ETCマイレージ還元負担金 | 392,641 | ETCマイレージ引当金戻入益 | 2,251,140 |
| 一般管理費 | 1,842,720,765 | 業務雑収入 | 69,755,285 |
| 一般管理費 | 1,562,969,270 | 業務外収益 | 103,256,882 |
| 賞与引当金繰入 | 115,005,741 | 受取利息 | 15,600,666 |
| 退職給与引当金繰入 | 69,358,074 | 雑益 | 87,656,216 |
| 減価償却費 | 95,387,680 | | |
| 引当金等繰入 | 33,971,816,935 | | |
| 償還準備金繰入 | 33,971,816,935 | | |
| 業務外費用 | 4,733,092,142 | | |
| 債券利息 | 3,951,088,723 | | |
| 借入金利息 | 621,384,378 | | |
| 元利金支払手数料等 | 16,831,236 | | |
| 債券発行諸費償却 | 139,180,027 | | |
| 証券借入金諸費償却 | 4,607,777 | | |
| 雑損 | 1 | | |
| 合計 | 71,812,903,218 | 合計 | 71,812,903,218 |

[参考]

令和6事業年度名古屋高速道路公社キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

| | | (単位:円) |
|------------|-------------------------|------------------|
| I | 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 当期償還準備金繰入 | 33,971,816,935 |
| | 減価償却費 | 95,387,680 |
| | 債券発行諸費等償却 | 143,787,804 |
| | 退職給与引当金等の増減額 | △ 38,278,448 |
| | E T Cマイレージ引当金の増減額 | △ 2,251,140 |
| | 貸倒損失 | 932,967 |
| | 受取利息 | △ 15,600,666 |
| | 債券利息 | 3,954,133,736 |
| | 借入金利息 | 623,933,098 |
| | 固定資産処分益 | △ 1,112,100 |
| | 固定資産処分損 | 4 |
| | 未収金(投資活動、財務活動を除く)の増減額 | △ 212,904,487 |
| | その他の資産の増減額 | △ 880,177,212 |
| | 未払金(投資活動、財務活動を除く)の増減額 | 2,725,890,951 |
| | その他の負債の増減額 | 32,860,464 |
| | 小計 | 40,398,419,586 |
| | 利息の受取額 | 15,600,666 |
| | 債券利息の支払額 | △ 3,954,133,736 |
| | 借入金利息の支払額 | △ 623,933,098 |
| | 営業活動によるキャッシュ・フロー | 35,835,953,418 |
| II | 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 事業資産の取得による支出 | △ 322,580,461 |
| | 事業資産の売却等による収入 | 191,304,470 |
| | 建設仮勘定の取得による支出 | △ 22,910,678,409 |
| | 固定資産の取得等による支出 | △ 250,900,307 |
| | 固定資産の売却等による収入 | 0 |
| | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 23,292,854,707 |
| III | 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 短期借入による収入 | 0 |
| | 短期借入金の返済による支出 | 0 |
| | 長期借入による収入 | 19,864,000,000 |
| | 長期借入金の返済による支出 | △ 20,923,126,797 |
| | 利子補給金の受取額 | 0 |
| | 利子補給金の支払額 | 0 |
| | 債券の発行による収入 | 27,000,000,000 |
| | 債券の償還による支出 | △ 37,500,000,000 |
| | 出資金の受入による収入 | 3,591,000,000 |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 7,968,126,797 |
| IV | 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 |
| V | 現金及び現金同等物の増加額 | 4,574,971,914 |
| VI | 現金及び現金同等物期首残高 | 67,587,745 |
| VII | 現金及び現金同等物期末残高 | 4,642,559,659 |

(注記)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------|-----------------|
| 現金・預金 | 4,642,559,659 円 |
| 現金及び現金同等物 | 4,642,559,659 円 |

※本計算書は、公社法等に基づき作成した財務諸表ではなく、参考に作成したものです。

したがって、この計算書について監事の意見は付されておらず、また、設立団体の長への提出は行っていません。

- (2) 令和 5 事業年度
① 監事の意見書

名古屋高速道路公社の財務諸表
及び決算報告書に関する意見書

名古屋高速道路公社の令和 5 事業年度財務諸表
及び決算報告書は、諸帳簿、その他証拠書類と照
合審査の結果、適正なものと認めます。

令和 6 年 7 月 4 日

名古屋高速道路公社

監 事 小 山 祥 之
(公印省略)

② 財務諸表

令和5事業年度名古屋高速道路公社財産目録

| 資産の部 | | | 令和6年3月31日現在 |
|-----------|---|--------------------|-------------------|
| 区分 | 内訳 | 金額 | 金額 |
| | 摘要 | | |
| 流动資産 | | | |
| 現金・預金 | | | |
| | 現金 | 令和6年3月31日高速道路料金收入等 | 7,259,099,142 |
| | 三井UFJ銀行大津町支店当座預金 | 35,811,238 | 67,587,745 |
| | その他の預金 | 31,759,260 | |
| | | 17,247 | |
| 未収金 | | | |
| | 道路料金未収金 | 7,141,419,147 | 7,183,596,345 |
| | その他の未収金 | 42,177,198 | |
| 前払費用 | | | |
| | その他の前払費用 | 9,166,252 | 9,166,252 |
| 貸倒引当金 | | | |
| | 貸倒引当金 | △ 1,251,200 | △ 1,251,200 |
| 固定資産 | | | |
| 事業資産 | | | |
| 道路 | | | 1,701,920,436,788 |
| | 朝日線・新宝線・1号線・高針線・2号線・分岐2号線・分岐3号線・小牧線・一宮線 | 1,678,376,256,187 | 1,678,376,256,187 |
| | 高速名古屋朝日線 中村区名駅四丁目～清須市朝日 7.6km | 154,670,982,823 | |
| | 高速名古屋新宝線 中村区名駅四丁目～東海市新宝町 14.3km | 246,617,977,282 | |
| | 高速1号 中川区島井町～千種区鏡池通 13.5km | 341,125,894,236 | |
| | 高速1号四谷高針線 千種区鏡池通～名東区猪高町 3.6km | 176,074,475,219 | |
| | 高速2号 北区大我麻町～緑区大高町 20.6km | 376,993,735,376 | |
| | 高速分岐2号 西区那古野一丁目～東区泉二丁目 2.2km | 39,633,707,836 | |
| | 高速分岐3号 中川区山王三丁目～昭和区御器所一丁目 2.3km | 29,959,796,155 | |
| | 高速名古屋小牧線 北区大我麻町～小牧市大字村中 8.2km | 170,888,062,838 | |
| | 高速清須一宮線 清須市朝日～一宮市緑四丁目 8.9km | 142,493,624,422 | |
| 事業資産建設仮勘定 | | | |
| 道路建設仮勘定 | | | 23,245,720,952 |
| | 新宝線建設仮勘定 中村区名駅南 | 4,088,018,838 | |
| | 高速名古屋新宝線 1号線建設仮勘定 中川区丸重町等 | 18,926,188,535 | |
| | 2号線建設仮勘定 高速2号 中区新栄 | 231,513,579 | |
| 有形固定資産 | | | |
| | 車両・運搬具 79台 | 260,214,931 | 285,272,468 |
| | 工具・器具・備品 221件 | 25,057,537 | |
| 無形固定資産 | | | |
| | 電話加入権 | 2,247,981 | 2,247,981 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 敷金・保証金 | | | 10,939,200 |
| その他の資産 | | | |
| | 保証金 10,000,000 | 939,200 | |
| 繰延資産 | | | |
| 債券発行諸費 | | | 796,149,533 |
| 証券借入金諸費 | | | 785,613,981 |
| | 債券発行諸費 | 10,535,552 | 10,535,552 |
| | 証券借入金諸費 | | |
| 資産の部合計 | | | 1,709,975,685,463 |

| 区分 | 負債の部 | | 金額 |
|-------------------|---------------|----------------------|-------------------|
| | 内訳 | 摘要 | |
| 流动負債 | | | |
| 1年以内返済予定長期借入金 | | | |
| | 1年以内返済予定長期借入金 | | 円 |
| | 名古屋高速道路債券 | 37,500,000,000 | 66,510,344,665 |
| | 愛知県借入金 | 3,387,308,439 | 58,423,126,797 |
| | 名古屋市借入金 | 3,386,625,637 | |
| | 政府借入金 | 8,396,638,095 | |
| | 地方公共団体金融機関借入金 | 752,554,626 | |
| | 市中銀行等借入金 | 5,000,000,000 | |
| 未払金 | | | |
| | 未払金 | | 円 |
| | 高速道路建設費 | 748,679,391 | 7,002,068,594 |
| | 建設事業附帯事務費 | 9,435,721 | |
| | 受託業務費 | 679,601 | |
| | 維持改良費 | 4,760,487,100 | |
| | 業務管理費 | 1,413,510,346 | |
| | 一般管理費 | 69,276,435 | |
| 未払費用 | | | |
| | 未払利息 | | 円 |
| | 名古屋高速道路債券 | 873,197,116 | 918,962,461 |
| | 愛知県及び名古屋市借入金 | 43,666,313 | |
| | 地方公共団体金融機関借入金 | 1,111,425 | |
| | 証券借入金 | 987,607 | |
| 預り金 | | | |
| | 預り納付金 | | 円 |
| | 源泉所得税 | 3,306,958 | 10,168,247 |
| | 厚生年金保険料 | 221,430 | |
| | 住民税 | 5,937,600 | |
| | 協会けんぽ健康保険料 | 168,237 | |
| | 雇用保険料 | 476,561 | |
| | 団体共済掛金 | 57,461 | |
| 仮受金 | | | |
| | その他の仮受金 | 道路料金収入過剰金 | 12,261 |
| 賞与引当金 | | | |
| | 賞与引当金 | 役員・職員に係る賞与引当金 | 156,006,305 |
| 固定負債 | | | |
| 名古屋高速道路債券 | | | 円 |
| | 名古屋高速道路債券 | | 485,448,018,036 |
| | | | 390,800,000,000 |
| 愛知県借入金 | | | |
| | 愛知県借入金 | 特別帳貯債 | 17,688,449,464 |
| 名古屋市借入金 | | | |
| | 名古屋市借入金 | 特別貯債 | 17,690,284,875 |
| 政府借入金 | | | |
| | 政府借入金 | 有料道路施設事業 総合有料道路事業 | 33,886,109,471 |
| 地方公共団体金融機関借入金 | | | |
| | 地方公共団体金融機関借入金 | | 1,219,100,122 |
| 市中銀行等借入金 | | | |
| | 証券借入金 | | 16,000,000,000 |
| 退職給与引当金 | | | |
| | 退職給与引当金 | 職員に係る退職給与引当金 | 1,137,069,594 |
| ETCマイレージ引当金 | | | |
| | ETCマイレージ引当金 | | 5,254,510 |
| 資産見返交付金 | | | |
| | 愛知県交付金 | 3,510,875,000 | 7,021,750,000 |
| | 名古屋市交付金 | 3,510,875,000 | |
| 特別法上の引当金 償還準備金 | | | |
| | 償還準備金 | | 836,349,322,762 |
| | | | 836,349,322,762 |
| 負債の部合計 | | | 1,388,307,685,463 |
| 正味財産 | | | 321,668,000,000 |

令和5事業年度名古屋高速道路公社貸借対照表

令和6年3月31日現在

| 資産の部 | | 負債及び資本の部 | |
|-----------|-------------------|---------------|-------------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 流动資産 | 円 | 流动負債 | 円 |
| 現金・預金 | 7,259,099,142 | 1年以内返済予定長期借入金 | 66,510,341,665 |
| 未収金 | 67,587,745 | 未払金 | 58,423,126,797 |
| 前払費用 | 7,183,596,345 | 未払費用 | 7,002,068,594 |
| 貸倒引当金 | 9,166,252 | 預り金 | 918,962,461 |
| | △1,251,200 | 仮受金 | 10,168,247 |
| 固定資産 | 1,701,920,436,788 | 賞与引当金 | 12,261 |
| 事業資産 | 1,678,376,256,187 | 固定負債 | 156,006,305 |
| 道路 | 1,678,376,256,187 | 名古屋高速道路債券 | 485,448,018,036 |
| 事業資産建設仮勘定 | 23,245,720,952 | 愛知県借入金 | 390,800,000,000 |
| 道路建設仮勘定 | 23,245,720,952 | 名古屋市借入金 | 17,688,449,464 |
| 有形固定資産 | 285,272,468 | 政府借入金 | 17,690,284,875 |
| 車両・運搬具 | 260,214,931 | 地方公団体金融機関借入金 | 33,886,109,471 |
| 工具・器具・備品 | 25,057,537 | 市中銀行等借入金 | 1,219,100,122 |
| 無形固定資産 | 2,247,981 | 退職給与引当金 | 16,000,000,000 |
| 電話加入権 | 2,247,981 | ETCマイレージ引当金 | 1,137,069,594 |
| 投資その他の資産 | 10,939,200 | 資産見返交付金 | 5,254,510 |
| 敷金・保証金 | 10,000,000 | 特別法上の引当金等 | 7,021,750,000 |
| その他の資産 | 939,200 | 償還準備金 | 836,349,322,762 |
| 練延資産 | 796,149,533 | (負債合計) | 836,349,322,762 |
| 債券発行諸費 | 785,613,981 | | 1,388,307,685,463 |
| 証書借入金諸費 | 10,535,552 | | |
| | | 基本金 | 321,668,000,000 |
| | | 愛知県出資金 | 160,834,000,000 |
| | | 名古屋市出資金 | 160,834,000,000 |
| | | (資本合計) | 321,668,000,000 |
| 資産合計 | 1,709,975,685,463 | 負債・資本合計 | 1,709,975,685,463 |

令和5事業年度名古屋高速道路公社損益計算書

令和5年4月 1日から
令和6年3月31日まで

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
| 経常費用 | 円 | 経常収益 | 円 |
| 事業資産管理費 | 70,079,581,105 | 業務収入 | 70,079,581,105 |
| 道路管理費 | 30,604,787,485 | 道路料金収入 | 69,979,761,296 |
| 貸倒引当金繰入 | 30,601,029,517 | ETCマイレージ還元負担金収入 | 69,909,512,383 |
| ETCマイレージ還元負担金 | 1,251,200 | ETCマイレージ引当金戻入益 | 765,029 |
| 一般管理費 | 2,506,768 | 業務収入 | 5,652,030 |
| 一般管理費 | 1,650,366,343 | 業務外収益 | 63,831,851 |
| 賞与引当金繰入 | 1,373,481,416 | 業務外収益 | 99,819,809 |
| 退職給与引当金繰入 | 108,745,329 | 雑益 | 99,819,809 |
| 減価償却費 | 61,850,504 | | |
| 引当金等繰入 | 106,289,064 | | |
| 償還準備金繰入 | 33,012,534,757 | | |
| 業務外費用 | 33,012,534,757 | | |
| 債券利息 | 4,811,892,520 | | |
| 借入金利息 | 3,934,974,118 | | |
| 元利金支払手数料等 | 709,286,475 | | |
| 債券発行諸費償却 | 16,173,239 | | |
| 証書借入金諸費償却 | 145,257,850 | | |
| 雑損 | 3,837,779 | | |
| | 2,363,059 | | |
| 合計 | 70,079,581,105 | 合計 | 70,079,581,105 |

[参考]

令和5事業年度名古屋高速道路公社キャッシュ・フロー計算書

令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

| | | (単位：円) |
|------------|-------------------------|------------------|
| I | 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 当期償還準備金繰入 | 33,012,534,757 |
| | 減価償却費 | 106,289,064 |
| | 債券発行諸費等償却 | 149,095,629 |
| | 退職給与引当金等の増減額 | △ 3,484,917 |
| | E T Cマイレージ引当金の増減額 | △ 5,652,030 |
| | 貸倒損失 | △ 367,044 |
| | 受取利息 | 0 |
| | 債券利息 | 3,953,115,606 |
| | 借入金利息 | 715,930,179 |
| | 固定資産処分益 | △ 15,400 |
| | 固定資産処分損 | 2,363,060 |
| | 未収金(投資活動、財務活動を除く)の増減額 | △ 76,593,563 |
| | その他の資産の増減額 | △ 656,889,750 |
| | 未払金(投資活動、財務活動を除く)の増減額 | △ 1,731,750,307 |
| | その他の負債の増減額 | 1,347,996 |
| | 小計 | 35,465,923,280 |
| | 利息の受取額 | 0 |
| | 債券利息の支払額 | △ 3,953,115,606 |
| | 借入金利息の支払額 | △ 715,930,179 |
| | 営業活動によるキャッシュ・フロー | 30,796,877,495 |
| II | 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 事業資産の取得による支出 | △ 78,977 |
| | 事業資産の売却等による収入 | 43,204,454 |
| | 建設仮勘定の取得による支出 | △ 10,329,404,931 |
| | 固定資産の取得等による支出 | △ 110,756,817 |
| | 固定資産の売却等による収入 | 0 |
| | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 10,397,021,896 |
| III | 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 短期借入による収入 | 0 |
| | 短期借入金の返済による支出 | 0 |
| | 長期借入による収入 | 11,160,000,000 |
| | 長期借入金の返済による支出 | △ 19,553,743,873 |
| | 利子補給金の受取額 | 0 |
| | 利子補給金の支払額 | 0 |
| | 債券の発行による収入 | 19,000,000,000 |
| | 債券の償還による支出 | △ 38,500,000,000 |
| | 出資金の受入による収入 | 1,665,000,000 |
| | 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 26,228,743,873 |
| IV | 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 |
| V | 現金及び現金同等物の増加額 | △ 5,828,888,274 |
| VI | 現金及び現金同等物期首残高 | 5,896,476,019 |
| VII | 現金及び現金同等物期末残高 | 67,587,745 |

(注記)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------|--------------|
| 現金・預金 | 67,587,745 円 |
| 現金及び現金同等物 | 67,587,745 円 |

※本計算書は、公社法等に基づき作成した財務諸表ではなく、参考に作成したものです。
したがって、この計算書について監事の意見は付されておらず、また、設立団体の長への提出は行っていません。